

○議事日程

令和6年6月13日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1番	廣瀬 恵理子	君
2番	加藤 雅浩	君
3番	長谷川 淳	君
4番	村山 博司	君
5番	松本 晓大	君
6番	三宅 祐司	君
7番	松原 浩二	君
8番	櫻井 明	君
9番	渡邊 憲司	君
10番	木下 美津子	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀	君
副 町	長	傍島 敬隆	君
教 育	長	野原 弘康	君
会 計	理 者	小関 久志	君
總 務	部 長	堀場 康伸	君
總 合 政 策	部 長	安田 悟	君
福 祉	部 長	岩田 恵司	君
土 木	部 長	井上 哲也	君
住 民	部 長	小野木 崇夫	君
總 務	課 長	服部 貴司	君

財政課長 記野雅之君
総合政策課長 摂田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 三輪学
書記 西脇信一郎

開議

午前10時01分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

また、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番
松本暁大議員、6番 三宅祐司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点大きく質問をさせていただきます。

まず初めに、1つ目、ハラスメント問題で失った町の信頼回復に向けて。

4年ぶりに私、議員としてこの場に立たせていただいております。この4月に町議会議員の補欠選挙がありまして、多くの住民の方とお話を機会をいただきました。その中でやはり一番大きかったのは、このハラスメント問題によって大きく町のイメージが損なわれた、そして全国に悪いイメージで岐南町のイメージが広まってしまった、これを何とかしてほしいというような話でした。

遡っていきますと、昨年の5月に発覚した前町長によるハラスメント事件につきまして、約1,240万円だったかと思いますけれども、調査費を使い、弁護士が調査した

結果、99のハラスメント事案が認定をされ、前町長は辞職することとなりました。前町長の辞職をもってこの問題が終結したわけではないということで、以下5つ質問をさせていただきます。

まず1つ目です。

ハラスメントを起こした個人の問題への対応ということで、このハラスメント事件につきましては、大きく3点の問題があると考えております。この問題をごちゃごちやにしたまま、議論をしていてもなかなか論点が定まらずに議論がスムーズに進みませんので、一つ一つ分けていく。その中で、まず1つ目は、起こした個人、要は加害者と被害者がいるという直接の関係の中での問題。そして2つ目は、それを知っていたか知らなかったかはいろいろあると思いますけれども、止められなかった町役場組織としての問題。そして我々議会が監視役としての機能を最大限果たせたかどうかというところの3つ目の問題がございます。

その中で、1つ目、ハラスメントを起こした個人の問題への対応というところで、調査報告書の中におきましては、いわゆる強制わいせつに当たるような事例、それから税法違反や差押え情報の漏えいといったことにつきましても書かれております。

そうしたいわゆるハラスメントを超えた法に触れるような行為が調査報告書の調査によって明らかになったわけでございますけれども、これらの問題についての個人への対応をどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

そして2つ目、この問題が発覚したのは昨年5月ということでございますけれども、調査報告書によりますと、就任直後に前副町長から前町長に対してハラスメントに当たるような行為があったという職員からの申出を受けて、町長に直接そのことについてお話をされたというようなことが書かれております。

つまり、就任直後からこの問題が発覚するまでの期間、ずっとそうした組織として、こういった部分について、一部か全体かはともかくとして、認識していた部分について、結果として放置してきたような状態になってしまっていると。こうした問題につきまして、組織としてどう考えているかお答えをいただきたいと思います。

そして3つ目、第三者委員会調査報告書の活用はあるかということでございます。

今日も手元に持ってきました。この調査報告書九十何ページ、結構分厚い調査報告書ですけれども、こちらを作成するに当たりましては約1,240万円の費用がかかったと。これは町民の皆さんに納めていただいた税金から作られたというところで、一個人が起こした不祥事について、それだけの金額の調査の費用をかけて、これで終わりですよというのではいかにももったいないなというところもございます。

というのも、認識の部分において、例えば頭ぽんぽんをするということがXのトレ

ンドワードになったりとか、全国のニュースでもその部分についてはすごく大きく話題になった。

なぜかというと、その頭をぽんぽんするということがアウトなのかセーフなのかというところにおいては、年代によって大きく感覚のズレというか、それはいいだろうというような年代層の人も一定数います。これは事実としてあると思います。

ただ、そうじゃないよという方のほうが今は圧倒的に多いという部分におきましては、令和の時代において、新しく本当に不必要な身体的な接触は全て駄目なんですよというようなことが、今回の事例をもって全国の皆さんに認識されたのではないかという意味におきましては、この1,240万円かけた調査報告書というものは、いわゆる令和の新しいスタンダードをつくったというふうにも言えるのではないかと思います。

そうした意味におきまして、これから民間の企業とか行政とかで行うハラスメントの講習において、この調査報告書に基づいた、いわゆるマニュアル本といいますか、そういった教材を作成して、ふるさと納税などの制度を活用して、この1,240万円かけたものに対して、町が幾ばくかの納税を全国の皆さんからしていただくとか、そうしたこと岐南町発で全国の企業、そして行政においてもなくなるような形で先頭を切って岐南町がやっていく、そうしたものに活用ができないか、そういったことも含めまして、この活用があるかどうかということをお尋ねいたします。

そして、4つ目でございます。

アクティブ・バイスタンダーがハラスメントの抑止になる施策展開をということで、いわゆる、そのハラスメント、やった側、そしてやられた側というところの個人の関係において、なかなかこの被害に遭ったことを言い出しにくい。そして、被害を相談する先というのもなかなか難しいというのが、このハラスメント問題においての最大の課題ではないかなと。

当事者、いわゆる加害者になりそうなことを防ぐということにおいては、様々な研修とかがなされてきたわけなんですが、一番根本的にあるのは、先ほどの頭ぽんぽんもそうなんですけれども、いわゆる認識という部分において、そこを是正するというのはなかなかやっぱり難しいというのが現実としてあると思います。ですので、加害者になる、なってしまう人たちに向けて、幾ら研修をやったところで、その人のいわゆる意識という部分で改善がなければ、こういったハラスメントというのはなかなかなくなっていくかないと。

じゃあどうすればいいのかといったときに、いわゆるそれを見ている人とか、聞いた人とか、いわゆる第三者の人たちがどう行動できるのか、そういった体制をつくっていくことが大事になってきます。

そこで、アクティブ・バイスタンダーという考え方があります。行動する傍観者という日本語訳になるわけなんですけれども、そういうものを見た人、聞いた人たちがどう行動をしていくのか。そういう人たち、いわゆるハラスメントが起きたときに起こさないようにストッパー役になるような第三者を育てていく、そういうことにむしろ注力して、ハラスメント抑止というものの考え方を進めていく。そうしたことを職員教育含めてやっていく必要があるのではないかということで、この施策展開についてお考えをお聞かせください。

そして、最後5つ目になりますけれども、ハラスメント防止条例制定の骨格となる考え方はというところで、町長就任後の最初の全員協議会におきましても、ハラスメント防止条例については制定に向けて今から動き出してやっていくというようなことをお聞きいたしました。

先ほどのアクティブ・バイスタンダーという考え方もそうなんですけれども、いわゆるやった側、やられた側というこの2者だけではなくて、その第三者の行動というのもその中に入れることができないか。また、ただ単にやった側が罰せられるよというような条例ではなくて、本当にこのハラスメントがなくなっていく、組織としてなくなっていく、それをモデルとして社会全体にそういうハラスメントがなくなっていく、そういう条例制定ができるといいなというふうに思っておるんですが、こうした骨格となる考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、5点よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の1項目め、ハラスメント問題で失った町の信頼回復に向けてについての1番目のご質問、ハラスメントを起こした個人の問題への対応についてお答えいたします。

前町長は、自身が起こしたセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ及びパタニティハラスメントなど、数多くのハラスメント行為が、岐南町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下、第三者調査委員会と申し上げます）により認定され、同氏は本年3月5日付で辞職いたしました。加えて、これらのハラスメント行為だけでなく、法令違反となる可能性のある行為についても事実認定されました。

これらの問題につきましては、今後の対応について町の顧問弁護士と協議している状況であり、協議の詳細内容をお伝えすることは、調査などに支障を来す可能性がございますので、これらの対応に関する内容につきましては、これ以上の言及を差し控えたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。なお、しかるべき

時期が参りましたら、議会にもご報告いたします。

続きまして、2番目のご質問、長期にわたりハラスメントが起きた組織の問題点についてお答えいたします。

第三者調査委員会の調査報告書において、今回のハラスメント事案の最大の要因は、前町長の強いパーソナリティによるものと、前町長のハラスメントに対する無自覚、無関心、無理解であると結論づけております。一方で、町のハラスメント防止規程の不備や管理職の対応不全、外部機関の利用が期待できなかった状況など、組織としての対応が機能不全に陥っていたことも、本件事案の長期化を招いた要因であるとの指摘を受けました。

町のハラスメント防止規程の不備に関しては、今回の事案のように、町長自身が行為者であるケースを想定しておらず、町長がハラスメント防止委員会を設置するとの規定や、町長自身がハラスメントを行った場合についての対応に関する規定がございませんでした。

管理職の対応不全につきましては、被害職員から相談があったにもかかわらず、前町長の強力な人事権の掌握や被害職員の特定を恐れ、本来行うべき管理職員としての職責を全うできず、被害の継続、拡大を招く結果となりました。また、内部組織として機能が果たせない中、羽島郡広域連合に設置されている公平委員会などの外部組織の利用などについても、その制度の周知徹底が職員に図られておらず、利用がなされることはございませんでした。

こうした果たすべき対応が機能しなかったことが、今回の事案が長期化してしまった組織としての問題点であると考えております。

続きまして、3番目のご質問、第三者調査委員会調査報告書の活用はあるかについてお答えいたします。

第三者調査委員会の調査報告書は、令和6年2月27日に町に提出され、同日公表されました。調査報告書は、公表と同時に新聞各社、テレビなどのマスメディアやSNSなどでも全国的に取り上げられ、非常に大きな反響を呼びました。その理由としては、認定されたハラスメント行為、認定されませんでしたが不適切であった行為が具体的に数多く挙げられていたためであると考えております。

今回の事案により、岐南町の名を不名誉な形で全国に広めてしましましたが、この調査報告書で提言された再発防止策を今後のハラスメント防止施策として具現化し、ハラスメント防止の行動指針となるよう活用してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目のご質問、アクティブ・バイスタンダーがハラスメントの抑止になる施策展開についてお答えいたします。

前町長によるハラスメント事案は、行為者のハラスメントに対する無理解などが大きな要因でしたが、ハラスメント行為をする者は、えてして無自覚にその言動に及ぶ傾向があります。そのような状況の中で、周りの傍観者が何も行動しないことは、行為者は何も言われなかつたなどとその言動を正当化すると同時に、被害を受けた人に恥意識や無力感を与えることにつながります。まさに今回の事案は、こうしたことの積み重ねが被害の継続や拡大につながりました。

議員のご提案されるアクティブ・バイスタンダーは、まさにこうした行為を未然に防ぎ、また起きてしまった場合も被害を最小限にとどめる効果が期待できるものと考えております。

アクティブ・バイスタンダーは、日本語にしますと行動する傍観者、つまりハラスメントや暴力、差別などが起きたとき、その場に居合わせた第三者がその被害を軽減するために、状況に応じてできる行動を起こす人のことを言います。

具体的なアクティブ・バイスタンダーによる介入方法は5つあると言われており、5つのDと呼ばれております。

1. Distract (ディストラクト) 、関係のない話をするなどで注意をそらすこと。
2. Delegate (デルゲイト) 、別の第三者に介入を求めるなど第三者に助けを求める
3. Document (ドキュメント) 、写真や録音などで証拠を残すこと。
4. Delay (ディレイ) 、被害者の声かけや通報など後で対応すること。
5. Direct (ダイレクト) 、ハラスメントであることを伝えるなど直接介入すること。

これらは単に知識としてハラスメントなどを知っているだけではなく、行動を起こすことで状況の悪化を防ぎ、被害者が声を上げやすい社会につながります。つまり、こうしたアクティブ・バイスタンダーを増やすことで、社会全体でハラスメントを起こさせない雰囲気をつくり出すことができると考えます。

議員ご質問のハラスメントの抑止になる施策展開として、ハラスメントの知識を得るだけではなく、実際にどのように行動するべきかを学ぶ専門家による研修など、役場のみならず町全体に啓発することで、どこにいてもハラスメントは許されるものではないという雰囲気を醸成するような施策を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、5番目のご質問、ハラスメント防止条例制定の骨格となる考え方についてお答えします。

現行の岐南町のハラスメントの防止等に関する規程は、2番目のご質問でもお答えいたしましたが、特別職のハラスメント行為を想定した規程となつていなかつたことが、今回の事案を長期化させた要因の一つであります。

そのため、行為者が特別職であつても対応できる条例とすることは必須であると考

えております。また、相談体制につきましても、現状総務課に配置している内部の相談員に加え、外部への相談、通報窓口を設置することで、ハラスメントが発生した場合に被害者が選択できるような体制にすることも検討してまいりたいと考えております。

条例制定においては、理想とすることはハラスメントを起こさせないことであり、起きてしまった場合においても最小限に防ぐことが求められます。そのためには、条例で誰が行為者であっても対応できること、起きた場合でもすぐに相談しやすい体制とすることに加え、全ての職員がアクティブ・バイスタンダーとなり、ハラスメントは許されないという雰囲気の職場環境をつくることが同時に求められるものと考えております。

現在、町では3つの若手職員を中心としたワーキンググループを設置し、今後の対応策について協議を行っております。

1つ目は、相談体制構築部会、2つ目は就業環境改善部会、3つ目はハラスメント条例制定部会。現在は各部会において協議を行っておりますが、今後は各部会間で情報を共有しながら、ハラスメント防止条例制定に落とし込む内容を協議・決定し、令和7年3月議会において議案を提出し、同年4月から施行するスケジュールで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、今の答弁につきまして再質問をさせていただきます。

まず、1つ目のハラスメントを起こした個人の問題への対応というところでございます。

辞められて以降も報道のインタビュー等に答えられたりとかして、たまにテレビで顔を拝見することもございますけれども、2月のいつでしたかね、29日でしたかね、第三者委員会の報告を受けた記者会見をされた夜に辞職を表明され、そして3月5日でしたか、辞職をされたというところです。

辞職をされてはおるんですけども、なぜ辞職をしたのかというところがはっきり分からぬ。要は反省して辞められたのか、そうじゃないのか、どういった理由で前町長は辞められたのかということをまずお尋ねいたします。

2つ目、そこに関連するわけなんですが、前町長のハラスメント問題に対する責任追及はするのかというところで、先ほど今弁護士と協議中であるということでございましたので、その件についてはそれで検討していただければいいかなと思います。

1つは、つい先日もテレビのインタビューにおきまして、1,240万円の負担について、辞職をされる日でしたか、議長と副議長が前町長にお会いして払うという言質を取られたやに報道ベースで聞いておりますけれども、なぜそういうふうになったのか。前町長がインタビューの中でご本人が言っておられるとおり、法的に払う根拠というのではないんですね。それはもう從前から分かっているにもかかわらず、なぜそういう話になっているかというところが一つのポイントじゃないかなと。

過去の議事録をひもといていくと、それがなぜそうなったのかというところが分かるんですが、令和5年6月5日です。全員協議会、いわゆる6月の定例会の会期中に開かれた全員協議会で、恐らくこのときに740万円が、その議会の中において補正予算で計上されていることについて様々な質問を、そのときお見えになった議員さんが質問されています。

当時議員で見えました岩田議員等の質問をちょっと抜粋して話をさせていただきますと、過去の前例でいきますと、合併協議会のときに町長と副町長、混乱した責任を取って、そのかかった費用500万とか400万とかという話ですけど、それを町長、副町長の応分の負担をしてみえますと、だから、全額とは言わんけれども、こういうものを、こういう事態が起きた、そういう手法でやられたんで、そういうことは考えていますかというようなことを質問されました。

それに対して前町長は、それは先ほど一番初めに副町長が言いましたが、これは法的に払う必要はないですよというようなことだったと思います。だったんですけれども、時期と人数と金額が今後の検討の課題になりますので、これは当然負担しますので、金額云々、時期、人数、金額というのは、先ほど言いましたが、今後の検討課題であります。今は出すとあれですので、しっかりとした段階において決めていきますので、皆さん前ではっきり言っておきますが、これは負担します。これは当然のことですので、これだけの費用、幾らかかるか知りませんが、およそ740万円と聞いていますけれども、その報告についてはしっかりと負担していこうと思っています。それはなしということは絶対あり得ませんので、よろしくと時の町長が答えられております。

恐らくこの発言を基に、その当時の補正予算が議決をされたりした、いわゆる議員さんの行動に大きな影響を与えたんじゃないかなということが推測されます。

その後の一般質問の中におきましても、櫻井議員が同様の質問をされておられます。そしてまた、岩田議員も同様の質問をされておられます、このことにつきましては、櫻井議員の質問の中の答弁において、町長が、町民の代表であります町議会において本補正予算案の議決があれば承認されたものと考えております。その後の第三

者調査委員会の結果により、この調査にかかる費用についてしかるべき対応をさせていただきたいと考えております。それは、恐らくこの6月5日の全協で話されたことを基に、こういったしかるべき対応をさせていただきたいと考えておりますと議会の中で答弁をされておられます。

そして、岩田議員も同様の質問をしたことについて、前町長は本当に個人としては騒がせたことについてはおわびをした後に、また、いつ、誰が、どのような方法で責任を取るかについては、今後検討していく必要があると考えておりますが、今はそれ以上言えません。ただ、今はどういう立場であるか十分承知しておりますので、全額費用は町の負担でお願いしたい。そして、先ほど言いましたが、しかるべき時が来たら、自分は白あるいは黒に問わらずきちんと対応してまいりますというふうに述べられております。

これは恐らくこの6月5日の全員協議会でそうした発言をされたことを受けて、このしかるべき対応というのを議会の答弁の中でも言っておられる。ですので、この責任追及という意味においては、民事上の法律の話でいきますと、民法522条において、いわゆる契約というのは口頭でも成立するわけなんですね。議会側とその前町長側での民法上の契約というのは、この時点で成立しているとも取れるわけなんですね。

ただ、実際に訴訟して取れるかどうかというところはまた別の問題ではあるんですけど、こうしたことを基に、例えば内容証明とか、そうしたもので町からこういった発言がありましたので、お支払いいただけませんかというような文書をお送りしてはどうかなということも思ったりするんですが、そうしたことについての責任追及はするのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

そして、第三者委員会の調査報告書の活用はあるかというところで、調査報告書の作成にかかった1,240万円、これを町民の負担としてそのままにしておくのではなくて、やはり軽減するためにこの報告書の活用をすべきではないかなということです。

先ほどの答弁の中では、こうしたマニュアルとか、こういったテキスト本みたいなことは考えていないようなことでしたけれども、じゃあどうするのかということで、再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀塙康伸総務部長。

○総務部長（堀塙康伸君） 加藤議員の再質問についてお答えいたします。

町長はなぜ辞職したかについてお答えいたします。

前町長は、第三者調査委員会の調査報告書で、多数のハラスメント行為が認定され

ました。報告書を受けての記者会見の中では、第三者調査委員会の調査方法への不満を表明しておりましたが、一部ハラスメント行為を認める発言もされました。こうしたことからも、町政を混乱させてしまったことに対する責任として辞職されたものであると推察しております。

続きまして、町として第三者調査委員会の調査費用を前町長に求めるかについてお答えいたします。

加藤議員がおっしゃられたように、前町長は令和6年6月5日の全員協議会及び同年6月6日の本会議における議案第28号、令和5年度一般会計補正予算における質疑において、第三者調査委員会の調査費用を負担する旨の発言をされております。

第三者調査委員会の調査費用は、令和5年6月、令和6年3月の町議会で承認をいただき、公費で支出されたものであり、すなわち最終的に負担するのは納税者である町民の皆様であります。

前町長が調査費用を全く負担しないのであれば、町民の皆様が全額負担することになりますが、これは町民の皆様から税金をお預かりする町として大変遺憾であると言わざるを得ません。町民の皆様の負担を少しでも軽減するために、前町長が調査費用を一部でも負担することが望ましいと考えますが、前町長に対する支払い請求が法的に認められるかどうか、万が一認められなかった場合の影響等、支払い請求をした場合のプラス面、マイナス面を十分検討した上で判断する必要があると考えております。そのため、町民の皆様から寄せられるご意見を聞きながら、町顧問弁護士と協議し、熟慮しているところでございます。

続きまして、第三者調査委員会の調査報告書の活用についてお答えいたします。

第三者調査委員会の調査に要した費用は、予算総額で1,241万2000円、実際の支出額として1,149万6,848円を支出いたしました。

さきにも述べましたように、これらの支出は全て公費であり、ハラスメント事案がなければ支出する必要がなかったことを考えますと、大変遺憾であると言わざるを得ません。調査報告書の活用により、これらの費用を回収することは非常に難しいと考えておりますが、調査報告書による提言を基に、職場風土の改善を着実に行うことによる行政サービスの向上、ひいては町政の一日も早い信頼回復につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、1点再々質問をさせていただきます。

先ほど、前町長はなぜ辞職したのかというところと、前町長のハラスメント問題に

対する責任追及はするのかというところでご答弁をいただきました。

本来であれば、昨年5月に問題が発覚し、自ら記者会見した中で一部認めておられるわけですから、その時点において、例えば報酬の減額をするとか、そういった対応は可能だったのではないか。この問題が終わった後に、副町長が報酬の減額をして責任を取るような形を取られたと思いますけれども、そこで副町長にちょっとお尋ねいたします。

その5月の当時にそういった対応についてできたと思うんですが、やられてこなったのはなぜかということを、最後1点、この問題についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 加藤議員の今の再々質問についてお答えいたします。

令和5年5月に今のこの件につきまして週刊文春のほうで報道がされまして、全国的に広まったわけでございます。その後ですぐ6月の定例会がございました。そのときに私が前小島町長とお話しさせていただいたのは、直接の責任云々の話よりも、岐南町の名前がこれだけ全国的に悪い名前で知れ渡ってしまったということに対して、町政を混乱させたということで、実際にそのセクハラがあったかどうかということではなくしに、その混乱させたことについて、町長と私副町長と2人で責任を取ってはどうかというお話をさせていただきました。

その結果、まだ小島町長のお考えはセクハラがあったというふうに断定されたわけではないので、それをすることによって認めることになるということをございましたので、今はやりたくないというふうにおっしゃられました。私もその考えも一理はあるなというふうに考えましたので、では、この調査報告書が出てからということに2人の間ではなりました。

結果、小島町長はお辞めになられてしまったんですが、私としてはそのことも当然ございまして、町政を混乱させたということの責任もございますので、この4月から今月の6月まで給料を減額しておる状況でございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点目、子供たち一人一人に合った個別最適な学びの実現に向けてという点について質問をさせていただきます。

文部科学省は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることを求める、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を進めています。

公立学校における子供たちの学ぶ環境をよりよいものとし、誰一人取り残されるこ

とのない学校教育を目指して、以下の課題について質問をさせていただきます。

まず1つ目です。

特に岐南中学校なんですけれども、岐南中学校では自学ノート、小学校ではチャレ勉という形で、自分で宿題を考えてノートに書いて学校に提出するというような自学ノートというのが出されております。

昨年の夏休みだったかと思いますけれども、中学校3年生は50枚つづりの大学ノートですね、それ1冊やってこいというような宿題で、宿題というか、自学ノートの課題の出し方をしておりました。

勉強をする中で大事なのは、自ら学ぶ力というか、勉強のやり方が大事なんですけれども、こうした勉強のやり方がきっとできるような、お子さんにとっては、その100ページですね、50枚つづりなんで100ページのノート1冊仕上げてくるということは簡単なんですけれども、勉強のやり方がなかなか難しい、どうやってやつたらいいか分からぬというような子にとっては、この自学ノートというのは本当に、言い方が悪いですけれども、作業のような形でこなしていくというようなことで、およそ学力の定着というところにはなかなか結びついていかない。

こうした中で、こうしたアウトプット学習における宿題の在り方というものについて、もう一度考えていただけないかというようなことをお尋ねいたします。

例えば、大きいところで名古屋市なんかは、宿題なしというような地区もございます。宿題がないんだけれども、勉強をじゃあやらないのかというと、やる子もいるし、やらない子もいる。宿題を出したところで、およそ例えば平均ぐらいの学力のお子さんにとっては、この範囲というのは多分ばっちりはまるんですけども、できる子にしてみれば簡単過ぎて、それが作業的になってしまい。できない子にしてみると、できないところが宿題に出されているんで、答えを写すだけの作業になってしまいというようなところで、宿題の出し方というところについても、その子その子に応じた宿題の出し方というのも恐らくあるんだろうし、その勉強のやる内容とか、同じワークでも基本問題とか標準的な問題とかだけやってくれればいい子もいれば、発展とか応用もしっかりやってくるほうがいい子もいる。こうしたところを一律に出しているところについて、再度お考えいただければと思います。

そして2つ目です。

定期テストの回数が多く、基礎学力定着の時間が少なくなる課題についてお尋ねいたします。

今2学期制なので、前期・後期の中で前期中間テスト、前期期末テストで、後期も中間テスト、後期の期末テスト、その間に実力テストが1、2年生は3回あります。

要は年に7回テストを、大型のテストをやっているんですね。

そうすると、夏休み、冬休み、春休みの大型連休、キッズウイークもありますけれども、そうしたもの除去した期間でいくと、ほぼ毎月大きいテストをやっているような状況になってしまふんですね。そうすると、いわゆる普段の基礎学力を定着するための勉強と、片やテストのために、テストで点を取るための勉強のやり方というのは明確に違うわけなんですね。それをテストに追われていくと、テスト対策の勉強、いわゆる表面的に点を取るための勉強に終始してしまって、本当の基礎学力というところがなかなか身についていかないという子が結構多い。

こうした課題について、テストの回数、やる目的がはっきりして、その回数が必要であるならば、それはやればいいと思うんですけど、どうやってこのいわゆる学習の目的は、基礎学力をしっかりと定着させて、その子の生きる力を育んでいくというところなんですねけれども、そのテストの回数というものを近隣の市町と比べて若干、1回、2回多いような気もするんですが、こうしたことについての課題についてどう考えているかお答えをいただきたいと思います。

そして3つ目、教員の教育コーチングスキル向上への継続的な取組もあるかというところで、いわゆる教育という漢字で見ると、教えるという字と育てるという字があるんですね。いわゆる教育の教というのは教えるティーチングです。育てるというのがコーチングになるわけなんですけれども、いわゆる学校の先生というのは、教えるということについては物すごく熱心にやられています。本来必要なのは、教えることも大事なんですけれども、子供たちをどうやって育てていくか、要はできないことをできるようにするために、勉強の内容そのものを教えるということよりは、どうやってその問題に取り組んで、課題を解決していくのか、その道筋を先生がしっかりと寄り添って、子供たちの成長を促していくのかというところが大事になってきますけれども、その中で教育コーチングというスキルがございます。

ただ単に教えるということではなくて、子供たちの話を聞いたりとか、子供たちを認めてあげたりとか、子供たちを叱るときでも、ただ単に怒るんじゃなくて、その叱り方もどういう叱り方があるのかとか、そういうたいわゆるスキル、技術というものを身につけていくと、より高いレベルの教育というのが実現できるのではないかというふうに考えておりますが、こうしたことについての継続的な取組はあるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

そして、4番目、学校タブレットのさらなる活用と機器更新についての考え方でございます。

たしか4年前、四、五年前に、今のタブレットは文科省の進めるGIGAスクール

構想によって1人1台のタブレットを購入して、今現在活用されておられると思います。

今、私が個人的に塾を経営している関係上、岐南中学校の子供だけではなくて、岐阜市の複数の学校の子供たちとも接する機会がございます。このタブレットの使い方って学校によって物すごい差があるんですよね。

使い方が、しっかり使われている学校なんかは、その宿題の中でもタブレットでこなしていく。一人一人に沿ったレベルに応じて問題を解いていくんで、より先ほどお話ししたその子のレベルに応じて必要な勉強が宿題として出されていくというようなことをこなしていく。それ以外にも学校のワークとか漢字ドリル、計算ドリルというのはもちろんあるんですけども、そういう使い方をしてみえる。そうじゃないところについては、もう家にずっと置きっぱなしで、全く使われてない。学校の中でも使われているという話も聞きますが、少なくともうちの子供に関しては、ずっと家に置きっぱなしの状態で使っていないということです。

時代の変化とともに、こうした学校のタブレットというのはどんどん活用されていくんですが、今なぜこの岐南中とか岐南町の小学校とかで、さほど活用されていないんじゃないかなと感じる部分は、やはり端末に問題があるんじゃないかな。結構重たいんですね。Windowsのタブレットで、折り畳みでちゃんとキーボードもついているんで機能としては十分だとは思うんですが、学校に持っていったり、持って帰ってきたりするにはいかせん重いと。

Windowsなので立ち上げて起動してやっていくところでの操作性の部分でも、ほかのリンゴのマークのついたタブレットに比べると若干劣る部分があったりとか、そういうこともあるので、こうした機器の活用、それから更新についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

そして、5番目、個別最適化に向けた学校の具体的な取組はあるかということで、これまでも4つの質問の中でもお話ししてきましたが、やはりその子一人一人に合った学びというのは、その子一人一人に合った状態でやられていくのが理想です。

ただ、学校としては40人一つの学級を先生の決めたペースで進めていかなければいけないという事情もあるかと思いますので、それはそれでやりながら、その中でどうやって時間を確保して、その子に応じた個別最適化に向けた取組ができるのかなというのが一つの課題です。

これは必ずしも全ての子が勉強ができるようになって、いい高校、いい大学行きましょうねというような話でも全然なくて、ある一定のレベルから取り残されてしまう子たちが一人でも少なくなるように、要は勉強ができないという子、テストで点が取

れないという子のほとんどは、勉強のやり方ができていないという場合がほとんどなんですね。

なので、こうした勉強のやり方がしっかり身につくような取組も含めた学校が個別最適化の取組をしていただけだと、よりよい子供たちの成長につながっていくのではないかということでお尋ねいたします。

そして6つ目、放課後子ども教室の実施による学童保育の負担軽減ということで、結構ですね、学童保育につきましては、定員もかなりいっぱいになってきていると。全国的に見ても、保育園の待機児童はかなり減ってきたという報道もありますが、逆に学童保育については結構待機児童が問題に、これからなっていくというようなことも言われております。

こうした中で、その学校が終了した後と学童保育の間のつなぎの制度として放課後子ども教室というものがございますが、国もですね、文科省と厚生労働省が協力して、放課後子ども総合プランというのをつくって、この放課後子ども教室の推進をしているわけなんですが、町におきましても、毎日ではないんですが、多少は実施されているようなんですねけれども、こうした取組をもっと充実して、子供たちの放課後の過ごし方というのを充実することができないかお尋ねをいたします。

最後7つ目、PTA会費からの寄附に頼る学校予算からの脱却と教育予算の充実をということで、これは4年前、前任期中に質問させていただいたことがあります、PTAの予算に頼っているその学校予算というのはどうなんだというところで質問をさせていただきました。

その後、改善は見られているようではございますが、まだ若干残っていると。PTAから出せる予算で見たときに、中学校、3小学校合わせてもそれほど大きな金額ではないと思うんですよね。こうした部分がしっかりと学校から予算要求されて、行政の予算として出すというのは当たり前の話だと思うし、特にPTAが任意加入といいながら強制加入させているような状況で、全国的に社会問題化し始めたこのご時世に、まだそういうことをしていると、今後それが大きな問題につながっていくことも考えられますので、こうした部分についてしっかりと学校予算を町の予算からつけられるような考え方をお尋ねいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、今年度第4次教育振興基本計画を定めましたので、そこには子供たちの学びについて事細かに書いたつもりでございます。それについて全体像として最初にお

話をさせていただきます。

令和5年度末に教育大綱並びに第4次教育振興基本計画を定めました。これは今後の教育をどのように進めていくのかを示した羅針盤のようなものでございます。

その中で、基本目標の3つ目には、未来への夢や願い、目標を持ち、達成に向けた過程の中で生まれる課題や問題に対し、自ら考え、実践するなど、学び方を含めた学ぶ力を育成すると、児童・生徒に学びに関わる目標を示し、具体的には5つの施策を挙げております。

その5つですけれども、1つ目に、学ぶことの意義や価値の理解に伴った指導の充実。2つ目、主体的・対話的で深い学びのある授業の構築。3つ目、基礎・基本の定着と個の興味・関心のある内容を探求する家庭学習の充実、ちょうどこの辺りが関係してきます。特別支援教育の充実、これも個別最適化の学びというところも含めた内容でございます。あと、魅力ある生涯学習の充実、これは社会に広がる学びといいますか、そんな感じで捉えております。

今後、こうした施策を柱として教育を進めていく所存でございます。本答弁にも関係ございますので、先にお伝えをさせていただきました。

それでは、1番のご質問、自学ノートなどアウトプット学習における宿題の在り方の再考についてお答えします。

児童・生徒の学力定着のために家庭学習は必要不可欠と考えております。しかし、自学ノートのページの縛りは、やらされているという意識が強くなつて、作業的な内容に終始してしまう可能性もございます。量的な基準は児童・生徒の実態によって必要なときもあるとは思いますけれども、学習の質を高めるための改善は必要であるというふうに考えております。

さきにも述べました第4次教育振興基本計画の施策の中で、基礎・基本の定着と個の興味・関心のある内容を探求する家庭学習の充実とうたっております。

児童・生徒の発達段階に合った家庭学習の在り方、またICT活用も含めた学び方の推進を図ることを目指していきたいと考えております。具体的には、例えば今までの家庭学習の認識でいうと、ドリル学習があって、ドリルを3回やりましょうと、あるいは問題集を繰り返しやりましょうと、そういうような内容だったんですけども、定着を図る上で一通りは必要だろうと、それは確認の意味で一通りは必要だろうと思いますが、そこでできなかつたもの、分からなかつたものをできるようにすることが本来の学習であるというふうに捉えています。

なので、できた問題はやらなくてもいいと私は思っていますし、その空いた時間をほかの社会や授業とつなぐ学習、あるいは自分の興味・関心を抱いたそこの追求学習

に充てていくことができるというふうに考えております。

デジタルとアナログ、おのののよさを生かしながら、知識、技能、思考力、判断力、創造力、また学びに向かう力、人間性等を育むことに適した家庭学習が進められるよう工夫・改善をしていきたい。学校にもそういった働きかけをしていきたいというふうに考えております。

2点目です。

定期テストのことでございますけれども、このことについて、2学期制を実施している近隣の中学校5校を調査いたしました。

学校全体で放課後の部活動などを一定期間制限する、いわゆる定期テスト、中間テスト、期末テストのことについては、近隣の中学校と岐南中学校はほぼ同等です。ただし、放課後の活動の制限を伴わない実力テストについては、1、2年生において近隣の中学校よりも多いことは事実です。

このテストの回数について、制限することによって生徒の学習負担の軽減を優先することができます。計画的な学習習慣の習得を優先するのか、これについては学校ごとで、あるいは生徒の実態に応じて判断すべきものというふうに捉えています。

実態の一例ですけれども、昨年までの全国学力・学習状況調査、国語、数学、英語、これは1回のテストといいますか状況調査でございます。ただ、国はこういう学力を求めているという問題が出題されているということでございます。岐南中学校の3年生の正答率は年々上昇しております。全国と比べても高い結果となっております。

今後も基礎的・基本的な学力が定着し、計画的な学習習慣が身につく、そしてまた社会につながるような学習ができるような、小学校も含めて、児童・生徒の実態に応じた適切な対応を求めていきたい、そんなことを考えております。

続いて3番目、教育のコーチングに関わるご質問でございます。

羽島郡二町教育委員会では、毎年、夏季研修会で教員の資質向上につながる講座を実施しております。最新の教育情報を指導できる専門家や、羽島郡内で特に優秀な教職員がSESとして認証されておりますけれども、そうした方々を講師として行っている研修でございます。

具体的には、今年度は岐阜県発達障害者支援センターの清水先生のティーチャーズトレーニング、岐阜大学教育学部数学DX推進センターの福岡教授をはじめとする6つの講座を計画しております。

ほかにも、郡内の教員が授業力を高めるための教科専門性の授業研究会を年2回、教育委員会による学校訪問も年2回、各校の学力向上推進教師が集まる学力向上推進委員会を年2回、岐阜県総合教育センターとの連携による研修会参加、校内のメンタ

一回議などを実施しております。

こうした研修の中で、議員ご指摘の内容でございますけれども、特にファシリテーター的な研修ですね、こうしたものを児童・生徒の主体的な思考を促して、そして考えを引き出しながら方向を導く資質能力の向上、こうしたものも研修の中に取り入れながら進めていきたいというふうに考えております。

4点目、タブレットのことです。

学校でのタブレットについては、さらなる活用を推進するために、今年度から新規事業としてICT支援専門員を配置いたしました。業務といたしましては、授業や校務におけるICT活用、行政部局と学校との連携、NEXTGIGA端末及び次期校務支援システムの調達の折衝、各学校の若手教員の研修の場となるICT推進委員会等を進めているところでございます。

岐南町全ての学校でクラウド型授業支援アプリ、ロイロノートというものですけれども、こうしたものを導入して、自身の学習を段階的に記録することや、仲間のアイデアをノートで比較すること、学習の成果をデジタルで提出することなどを行っております。

また、今年度より新しくなった小学校の教科書では、デジタルコンテンツが大変充実しております。付録のQRコードで、より鮮明な画像資料やデータを開いて学習を進めているところでございます。

ICT機器の更新につきましては、国が進めておりますNEXTGIGA構想というものがございますけれども、令和7年度の夏の更新を目標として、iPad、Wi-Fiモデルへの岐阜県全体の共同調達に参加する予定でございます。また、その機種に対応できるよう、Wi-Fi環境につきましても、生涯教育課や業者と願いを共有することを通しながら、適切な通信速度が保たれるよう実地による調査をしているところでございます。

続いて5番目、個別最適化に関わることでございます。

あるかというお問合せなので、ありますと、結論はありますということでございますが、個別最適な学習を進める具体的な取組として、今までのようなアナログであれば習熟度別のプリント学習であるとか、あるいは個に応じた教師の声かけなどを実施しております。

また、ICT機器を活用した取組としては、算数・数学のスタディ・ログを活用した学習や、問題の難易度を自分で選べるGIFUWebラーニング、個人の学習履歴や自分の願いを基に、国語と算数・数学の個別最適な問題が出題をされ、さらに自己分析までができるタブドリというアプリなんですけれども、こうしたものも活用して

おります。実際、授業の中でも活用しております。

さらに授業ではロイロノートを活用し、各自が個別に取り組んだ学習課題について考えをカードにまとめ、仲間と共有・相談しながら自分の考えを再構築し、深める学習を行っています。こうした授業を一番求めていいるところでございます。

このように、授業の場においても、要は興味・関心が高い課題を選択すること、あるいは考え方の視点を選択すること、調べる資料を選択すること、追求しやすい方法などを選択すること、いわゆる自己選択と自己決定の場を位置づけることによって、自分自身の学習に、より自分事として捉えられるような学習活動にしていきたい、そんなことを考えております。

こうした学びを自分の学びと他者との学びを大切にした教育活動に向けて取組を進めているところでございます。

続いて6番目、放課後子ども教室のご質問でございます。

学童保育の負担軽減ということでございますが、私の視点は、子供の健全育成というような視点を重視してお答えをしたいというふうに思います。

私たちが子供の頃は、授業が終われば最終下校時刻まで学校で遊ぶことができました。現代もできることなら私はそういった環境が望ましいかなと、そんなことも思っています。

それを放課後子ども教室という場にできたらよいと考えます。子供にとって遊びはとても貴く、様々な学びの要素が含まれております。こうしたことができる地域であるとよいと願っています。子供の遊びを奪ってしまっている原因の一つは、安心・安全が保障されない社会。何かあれば責任の所在を追及し、不備な点を指摘し、責任転嫁する文化が蔓延し、そのしわ寄せが子供たちの居場所を奪う結果につながっている、そんなことも考えます。ちょっとひどい言い方かもしれません、私はそう捉えます。

こうした現状の中、ここ岐南町には、子供の遊び、特に外遊びを提供していただけるぎなんプレーパークの会がございます。この団体は、岐阜県地域学習推進課、家庭教育支援室、あるいは文部科学省総合教育政策局の家庭教育支援チームに登録されている団体でございます。

活動紹介のリーフレットの中にはこんなことが記載されています。

ここは子供たちが安心して自由に伸び伸びと遊びを生み出し、思いっ切り遊べる場です。安心のため、自分がやりたいことを見つけるまでは見守ります。中略をします。自分で決めて自由に遊ぶには責任が生まれます。子供たちの自由な遊びには、素人からするとひやひやしたり、危険に思ったりすることもありますが、それを体験して子供たちは成長していきます。プレーパークでは、自分の責任で自由に遊べる代わりに、

事故は自分の責任を合い言葉にしています。自然の恵みの中で、大人も子供もとことん遊んで、正解のない遊びの世界で成長しよう。こんなことが記載されています。まさしく正解のない遊びの世界でというのが現代風かなということを思います。

こうした場が子供たちの日常にあるとよいと私は本当に思っています。放課後子ども教室の実施に向けたヒントが一つここにあるような気がしています。

現在、放課後子ども教室は、三者懇談会等の折に、町の主催で各小学校3日ほど実施をしております。様々な運動遊びや英会話教室などを行っております。また、PTAが中心となり、地域の方を講師としてつなぐ教室と題した自主的な活動を行っていらっしゃる学校もございます。募集定員を超える希望者があり、大変好評であるというお話を聞いています。

こうした活動を進める上で本当に大事だなと思うことは、保護者の了解、手続の簡素化、お世話をいただく方への負担軽減等を図らないと実現は難しいだろうと、そんなことを思います。お世話をいただく方への感謝も含めて、町民全体でこのことについてやっぱり理解を深めて進めていくことができるといいな、そんなことを思っています。

最後の7番目、PTA会費からの寄附に頼る学校予算からの脱却についてでございます。

令和元年12月の議会で加藤議員さんからまたご質問いただいたことでございますけれども、その折には、公費・私費負担区分等ガイドラインを原則に、保護者、学校双方の総意に基づき予算化、支出されるものであるという答弁をしており、その後の改善が、少しずつではございますけれども図られてきていると認識をしております。

学校の経費については、学校教育法第5条で設置者の負担の原則となっており、地方財政法第27条の4で、住民に対し、直接・間接を問わず、その負担を転嫁してはならないと規定されていることを受け、学校運営に必要な経費について公費で予算化し、PTA会費では負担しないように努めているところでございます。

しかし、例えば合唱用のひな壇であるとか、運動会の優勝旗などのように、学校教育において絶対に必要であるとまでは言えないものの中にも、児童・生徒が学ぶ環境をよりよいものにするためにあるとありがたいなと思うものもあります。PTAとしても、児童・生徒によりよい環境で学ばせたいという願いがあって、学習をより充実させるために、教育の振興に資するものとして予算を了解された場合もあるということを聞いております。

ただし、本来、学校予算の扱いは公費で賄うべきであると校長会や教頭会にて周知をし、PTA会費からの寄附に頼ることがないように努めるよう指導しているところ

でございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時15分、再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、大きく5つを分割質問方式で質問させていただきたいと思います。

6月30日に岐南町の消防の操法大会があるんですが、私3年目で、選手に選ばれまして、先週ちょっと張り切って練習し過ぎちゃって、今週1週間ずっと風邪でダウンしちゃって、マスクしながらでお聞き苦しい点があるかもしれないのと、ちょっと頭のほうも少し鈍くなっているかもしれません、その点はご容赦いただきたく思います。

それでは質問に入らせていただきます。

大項目1つ目、来る人口減少社会。

皆様もご存じのとおり、今日日本の人口は減少しています。1947年に合計特殊出生率は4.54だったのが、先日発表された統計では2023年の合計特殊出生率は1.20です。合計特殊出生率が2で現状維持、2を上回ると人口は増えていきます。賃金の安さや物価高から来る将来への不安や結婚観の変化など、人口減少社会の要因は様々ありますが、自治体単位でみると人口増をなしている自治体はたくさんあります。自然増と社会増の合算にはなりますが、ここ岐南町も微増ないし横ばい状態であります。

以前にもこのような質問は何回もさせていただきましたが、今回、後藤新町長が就任されましたので、改めて方針を問うためにご質問させていただきます。

1つ目、人口減少という社会課題にどう対応していくのか。2つ目、近い将来、市町村合併は必要だと思うか。以上2点についてお答えください。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の1項目め、来る人口減少社会についての1番目のご質問、人口減少という社会課題にどう対応していくのかと、2番目の近い将来、市町村合併は必要だと思うかについては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

町長の所信表明でもありましたように、岐南町は交通の利便性を生かし、昭和31年10月1日の町制施行以来、発展を続けてまいりました。しかしながら、少子高齢化が

進展する中で、町の活力である人口の減少局面は近い将来確実にやってまいります。

全国の市区町村における人口減少に関する状況につきましては、国立社会保障・人口問題研究所により、日本の地域別将来推計人口として2050年までの推計人口が公表されております。令和5年12月22日に公表された令和5年の市区町村別の将来推計人口によりますと、2050年の総人口は2020年より減少する市区町村の割合は95.5%と推計され、全国的に人口減少に向かうと予測されています。同様に、岐南町も2050年の総人口が2020年より減少すると推計されております。

一方で、人口減少率につきましては、2050年の総人口が2020年より50%未満となる市区町村の割合は19.7%と推計され、顕著に人口減少となる市区町村がある中で、岐南町の減少率は93.2%と推計されております。岐阜県の人口減少率が74%であることから、非常に高い値で維持され、岐阜県内の市町村の人口減少率と比較すると3番目に高い予測となっております。

人口減少という社会課題に対しましては、令和2年3月に作成しました岐南町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口の将来展望として掲げる人口規模を維持することを目指し、「ぎなんで育む」「ぎなんで働く」「ぎなんで交わる」「ぎなんで安らぐ」の4つの基本目標を掲げ、具体的な施策には重要業績評価指標（KPI）を設定し、事業を推進してまいりました。

人口減少への対応には、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るため、出産・子育て応援事業を実施し、安心して子育てができる環境を整えてまいりました。

国において、令和4年12月、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、新たに策定した総合戦略では、デジタル田園都市国家構想基本方針で定められた取組の方向性に沿って、目指すべき中長期的な方向や構想の実現に必要な施策の内容、コードマップ等が示されました。

また、県において昨年3月、国の総合戦略を勘案し、本格的に人口減少・少子高齢化が進行する時代におけるまちづくりとして、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の改定を行いました。

これらの総合戦略の改定に合わせて、現在、本町も総合戦略の改定を進めており、第2期までのまち・ひと・しごとにつながる施策は継続しつつ、デジタル化の推進やSDGsなど新たな取組への対応を推進することで、コンパクトで利便性が高い優位性を生かしながら、便利で住みよいまちづくりを進め、選ばれる町として人口規模の維持を目指してまいります。

一方で、自治体の合併については、国が今から25年前、基礎自治体の行財政基盤確

立のため強力に推進した経緯がございます。いわゆる平成の大合併と呼ばれているものです。当時、本町においても議論が重ねられましたが、最終的には本町は合併を選択しませんでした。

令和6年4月に人口戦略会議は消滅可能性自治体を公表し、改めて全国の自治体に大きな衝撃を与えました。本町の名はそこにはございませんが、本町が町制施行以来、初めての人口減少局面に入りつつあるのは紛れもない事実であります。本町の人口が推計のとおり推移するならば、5年から10年程度の期間は、施策により人口減少を抑制し、人口規模の維持を目指すことができる可能性もございますが、2050年頃には本町の人口減少も抑制することに限界を迎える、合併の議論が再開される可能性は考えられます。

当然、合併には相手となる市町が存在し、おののの市町の置かれている状況も異なるため、議員のご質問にある合併の必要性については一概に申し上げることができません。しかしながら、人口減少が顕著に進展する中で、持続可能性を高めるための市町村合併については広く議論されてよい課題であると認識しております。

いずれにいたしましても、人口減少が進む中で、市町村の行政サービスの維持、または向上させるために、近隣市町との広域連携による事業規模の拡大や業務の効率化を図ることを検討していくことは考えられます。しかし、市町村合併となれば、行政サービスの維持や効率化だけでなく、引き継がれる文化や歴史も含め、慎重な判断が求められるものになると考えます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点、再質問させていただきます。

まず、合併の問題ですが、私ももともと岐阜市に住んでいまして、岐阜市に住んでいる人間からすると、やっぱり岐南町や笠松町、例えば周りの町が岐阜市とかに合併すると、それは面積が広くなるのでいいのかなという単純なことを思っていましたが、私もこの岐南町に移り住んでもう5年目になりますが、やはりいろんな町民の方のお話を聞くと、いけるところまで岐南町単独でいくのが皆さん多くの方が望まれていることなのかなと個人的には考えますが、こうやって新しい町長に替わったときは、その町長はもう合併ありきの考え方とかを持ってたりすると、そういうふうにすぐ動くということも全国的にありますので、一応今の答弁を聞く限り、当分そのような考えはないというようには認識をしておりますので、そういう必要性が出たときは、またみんなで幅広く議論をしていけばいいのかなと思って理解しました。

そこで、もう一つの人口減少の対応のほうですが、後藤町長も所信表明で選ばれる

町にしていくことが大切だということで、キーワードとして使われております。これが人口減少の対策であるということも今の答弁では理解しましたが、もしも可能であるならば、ぜひ町長の口から、もう一段階詳しい、事業とかはもしかしたらまだ言えないかもしれません、もう一段階くらいちょっと詳しくお話をいただけないとありがたいかなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議員ご質問の件は、先ほど総合政策部長がお答えしたとおりですが、改めて現時点における私の考え方を述べさせていただきます。

所信表明でもお伝えをいたしましたとおり、目前に迫った人口減少の到来に向けて、本町が本気で取り組まなければならぬのは、選ばれる町であり続けるための施策の推進です。

本町は、昭和31年10月1日の町制施行以来、交通の利便性を生かし発展を続けてまいりました。今、人口を維持できているのは、地理的な好条件に加え、給食費無償化などほかに先んじた子育て支援事業の効果の現れであると考えております。今後、少子高齢化がさらに進展することは確実です。そうした中でも、子供たちはすぐすぐと育ち、高齢者が生き生きと暮らす町、全ての町民が夢や希望を抱き、笑顔であふれ、性別や年齢などに関係なく、それぞれの幸せを実感できる住んでよかった町、その実現を目指してまいります。

これからも子ども・子育て支援に特に力を注ぎ、広く町民の声を聞きながら、町民による主体的なまちづくりを促進いたします。町民一人一人の思いを形にしていきます。岐南町を選ばれ続ける町に、言い換えれば、住みやすい町を目指して、誰もが居場所を持っている持続可能な町にするために、開かれたまちづくりに精いっぱい取り組んでまいる所存です。

以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 僕もちょっと風邪でぼつとしてましたが、後藤町長、初めての一般質問の答弁ということで、緊張しているのかなと思って、僕の緊張もちょっとほぐれました。

今まだやはり町長就任されて、まだ現状把握ですか、ハラスメントの問題のことが大切な重々理解しております。ただ、私もこの人口減少に対しては並々ならぬ思いを持っていまして、何回もいろんな場所で質問させていただいているんですが、やはり、兵庫県の明石市ですか千葉県の流山市ですか、そういう子育て世代を中心とした財源を投入していくような施策を思い切って打っていかないと、今後は人口

減少の波には打ち勝てないというふうに思っていますので、引き続き担当部署と一緒に対応していただけたらなと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

経常収支比率についてです。

経常収支比率は、その比率が高いほど自由に使える財源が小さくなります。一般的には70%から80%が適切であると言われています。ここ数年、岐南町は90%前後で推移しています。今後も人件費は上昇していくでしょうし、福祉需要も高まり、扶助費も上昇していくでしょう。新所平島線の負担金もあります。新ごみ処理施設の負担金もあります。マンホールの耐震化もまだまだやらねばなりません。道路整備もそうです。学校施設も老朽化が進んでいます。お金は幾らあっても足りません。

私は、今思い切った改革を行い、例えばなんですが、会計年度任用職員の数を減らしたりとか、維持費に対して利用者の少ない費用対効果の悪い施設を取り壊す等をしていかなければいけないと考えます。

そこで、1つ質問をさせていただきます。

経常収支比率をどう下げていくのか、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の2項目め、経常収支比率の1番目のご質問、経常収支比率をどう下げていくかについてお答えいたします。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年度経常的に支出された経費に充当された一般財源の額が、町税や地方交付税など毎年経常的に収入される一般財源に占める割合のことで、この経常収支比率が高くなると財政運営が硬直化していると言われております。

その仕組みといたしましては、分母である経常経費充当一般財源が増えると比率が下がり、分子である毎年度経常的に支出される経費が増えると比率が上がります。

経常収支比率は、目安が設定された昭和40年代において、一般的に70から80%が適正水準とされてきました。しかし近年では、歳出総額に対する普通建設事業費の占める割合は年々減少していますが、その状況と対照的に社会保障関係経費の増加が著しく、中でも扶助費が増加していることから、経常収支比率については95%を超えると財政運営上危険ラインと言われております。

家庭に例えると、食費や光熱水費、ローンなどの生活に必要な費用が毎月の給料のほとんどを占めている状態をいうことになります。

当町の経常収支比率は、令和元年度89.5、令和2年度90.4、令和3年度85.6、令和4年度91.0となっており、高止まりの傾向にあります。

その要因としては、分母である町税が増えた比率より、分子である各種業務委託などの物件費、社会保障関係経費などの扶助費などの比率が増えたことが要因であります。

歳出予算の性質別経費のうち、人件費、扶助費、公債費である義務的経費は、支出が固定的で自主的・自律的なコントロールが必要であり、経常的な経費の割合も高くなっています。このうち、扶助費においては、国や県から補助金・負担金による財源補填がありますが、人件費や公債費は一般財源の割合が高いことから、経常収支比率を押し上げる要因となります。この経常的な経費を過度に削減すると、行政サービスの低下を招くおそれがあることから、バランスが難しくなります。

こうしたことから、町では、機能的な組織の構築や中長期的な視点による計画的な職員採用による定員の適正化の推進による人件費の抑制を、公債費については、将来世代への負担軽減を図るための新規地方債の発行抑制などに努めています。

これらの要因に対して、今後は、現在の行政サービスを維持しながら、経費支出の効率化等を含め、徹底した経費削減に取り組み、町税の徴収率の向上や使用料の見直し等の歳入確保対策を講じるなど、経常収支比率の改善に向けて取り組んでまいります。

さらに、物件費や補助費等においても経常的な経費が増加傾向にあることから、選択と集中による事業の取捨選択を徹底するとともに、経費支出の効率化を図るなど、経常収支比率の改善に努め、健全な財政構造を目指してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問をさせていただきます。

この質問も、私いろいろな委員会などでよく質問をさせていただいているんですが、経費削減に努めているというのは重々理解しております。でも、やはりここ数年、高水準で高止まりしているのが現状だと思います。もっと大胆に改革をしていかないと手後の事態を招くことを私は危惧しています。

岐阜県でいうと、80%後半とか90%前半という自治体が多いんですが、ほかがそういうところが多いからいいというわけではなくて、今やはりそこを適正の70%から80%にもっていくことによって、削れるということは、どういうことかというと、やっぱり今の時代に合ってない行政サービスがやっぱりあると私は思っているんですね。そのサービスを思い切って廃止することによって、今の現状に合ったサービスを提供できるということができますので、やっぱりそういう時期に来ているのかなと思

います。

そこで、またちょっと具体的な感じになって、もしかしたら難しいかもしれません
が、具体的に人件費や維持費などの固定費を削減していく予定はあるか、ぜひ町長、
ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 長谷川議員の再質問にお答えをいたします。

人件費や維持費などの固定費についての考えはということでございますけれども、
人件費は計画的な職員採用や定員の適正化の推進を図り、維持費は施設等の適正管理
を徹底し、早期修繕等を検討し、将来的な経費の削減に努めてまいります。

また、今後の長期財政需要として、老朽化した施設の大規模改修事業や新ごみ処理
施設建設負担金等、多額の需要額が見込まれる中、各部署ともに連携を図りながら合理的
根拠を積み重ね、町民の皆様に丁寧な説明を行い、喫緊の政策課題に対応し、将来
を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） やはり今答弁で、持続可能なという言葉がありましたけど、
このワードが本当に今後いろんな分野で重要になってくると思いますので、ぜひ持続
可能な自治体としてあり続けるために、議会共々一緒になって頑張っていければな
と思います。

それでは、次の質問に移ります。

3つ目、障害者優先調達推進法、平成25年度に障害者優先調達推進法が施行されま
した。この法律の趣旨は、障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によ
つて経済的な基盤を確立することが重要であるということです。

以前、岐阜市にある就労継続支援B型の事業所を視察させていただく機会がありま
した。そこでは、災害備蓄品としてアルファ化米を製造していました。使用している
お米は岐阜県産のハツシモ100%です。この災害備蓄品のアルファ化米を大量生産し
ている事業所は日本全国で数社しかありません。障害者優先調達法の推進のため、また
地産地消のためということで、岐阜県内でも岐阜県をはじめ笠松町、山県市など多
数の自治体で導入されています。

このように多数ある対象品の中でも、きらりと光るものは結構あるのではないかと
思います。岐南町の令和6年度の優先調達法に基づく備品購入の目標金額は僅か5万
円です。

そこで1つご質問させていただきます。

令和7年度の目標金額は上げられないのか、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 長谷川議員の3項目め、障害者優先調達推進法に基づく令和7年度の目標金額を上げるべきではについてお答えいたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法は、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び推進方針の作成、その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立促進に資することを目的に、平成25年に施行されました。

当町におきましては、平成26年度より毎年調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の実施に当たり、各課に購入できる事業所のリスト等を周知し、物品等の購入を実施しております。なお、令和6年度は目標金額を5万円とし、トイレットペーパーなど物品の購入を予定しております。

令和7年度につきましては、予算時期に財政部局と協議の上、検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問させていただきます。

この対象商品というのは結構割高なものが多いので、なかなかそればかりということも分かります。でも、例えば福祉部以外のある部で、これはすごいいい商品だと、ぜひ導入したいとなったときに、これは優先調達法の対象商品であるとなったときに、この5万円という目標金額が足かせになるんじゃないかなと懸念しています。金額もそこまで高くないものがあったとして、これはぜひ町のためになるものであったときに、この5万円という目標があるがゆえに買いそびれるというようなことがあってはいけないと思います。

そこで、総務部長に再質問します。

いい品物があり、それが優先調達法の対象品目であった場合、目標金額に関わらず導入を検討されるのでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の障害者優先調達推進法に基づく備蓄米の購入等についてお答えいたします。

現在、町で備蓄を進めております備蓄米につきましては、キノコご飯、ワカメご飯の2種類がございます。

参考までに、前年度の購入実績が、キノコご飯が1食当たり税込み200円で2,000袋、ワカメご飯が1食当たり税込み194円で2,000袋となっており、総額78万円となっております。

例えば、議員ご指摘の障害者優先調達法に基づく備蓄米の購入について調べましたところ、岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センターが運営するショッピングモールのところで購入が可能なんですけれども、こちらのキノコご飯、ワカメご飯もあるんですが、1食当たり税込み794円と大変割高となっております。それぞれ2,000袋購入しますと、総額約317万円の予算が必要となり、優先調達推進法に基づく備蓄米の購入については難しいと考えております。

しかしながら、受注の機会を確保することも重要であることから、その他の商品等があれば、引き続き担当部局と機会の確保を推進していくように働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 目標金額は足かせにならないと理解しましたので、引き続きそういうものがあるのであれば積極的によろしくお願ひいたします。

続きまして、4つ目の質問に移らせていただきます。

ペットボトルの水は半永久的に飲める。先日、小泉進次郎衆議院議員の講演を聞く機会がありました。そこで、ペットボトルの水は無菌状態で製造しているので、未開封なら半永久的に飲めるということを聞きました。

その後、私も調べましたら、ペットボトルに記載してある賞味期限、賞味期限が記載してあるんですけど、これは計量法に基づいて記載してあるだけなんです。理論上は、未開封であれば半永久的に飲むことが可能です。

そこで、2点質問させていただきます。

現在、災害備蓄品のペットボトルの水は何リットル備蓄してあり、総額幾らか、またどの時点でどう処分しているのか。2つ目、半永久的に飲み水として使用してはどうか。以上2点を答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の4項目め、ペットボトルの水は半永久的にの1番目のご質問、現在、災害備蓄品のペットボトルの水は何リットル貯蔵してあり、総額幾らか、またどの時点でどう処分しているかについてお答えいたします。

現在、町で備蓄しております飲用水は、5年間保存可能な2リットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが1,800本で、合計3,600リットルと500ミリリットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが3,000本で、合計1,500リットル、総合計

5,100リットルとなっております。

飲用水として1日1人当たり3リットル必要となり、指定避難所の小・中学校体育館の収容人数、合計614人で換算しますと約3日分となります。不足分につきましては、町内の2か所の水源地から調達するほか、災害協定やプッシュ型の支援により調達することを考えております。

購入金額につきましては、2リットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが1,800本で合計28万5,000円、500ミリリットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが3,000本で合計24万3,000円、総額52万8,000円となっております。

飲用水の処分につきましては、記録が残っております平成20年度購入分から平成23年度購入分については、町の総合防災訓練の際に活用し、平成24年度購入分から平成30年度購入分は、賞味期限到来後、非常時の手洗いやトイレ用として利用できることから、廃棄することなく生活用水として備蓄しております。

参考までに、生活用水用ということで備蓄している量は2リットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが2,000本で合計4,000リットルと、500ミリリットルサイズのペットボトルのミネラルウォーターが5,200本で合計2,600リットル、総合計6,600リットルとなっております。

続きまして、長谷川議員の4項目め、ペットボトルの水は半永久的についての2番目のご質問、半永久的に使用してはどうかについてお答えいたします。

消費者庁のホームページに賞味期限の切れた災害備蓄食品について決められた方法に従って保存された賞味期限切れ災害備蓄食品が過度な食品ロスにつながらないよう、以下の点にご留意ください。賞味期限とは、おいしく食べられる期限のことであり、食べられなくなる期限ではありません。期限が過ぎたら食べられなくなる消費期限とは異なります。また、飲料水は賞味期限を超過しても一律に飲めなくなるものではありません。品質の変化が極めて少ないとから、一部のものについては期限表示の省略も可能としていますとの記載がございます。

現在、町で備蓄しております飲用水は、西小学校東側の町備蓄倉庫にて長期的に保管しております。その飲用水には賞味期限が記載されたものとなっており、実際に避難所で避難者の方に支給するものとして、賞味期限を超過したものについては、町としては望ましくないと考えております。

そのようなことから、少しでも食品ロスを減らす取組として、平成30年度から生活用水としての備蓄の取組を始めました。今後につきましても、保管スペースの許す限り、賞味期限到来後の飲用水につきましては、生活用水として備蓄してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今はその賞味期限が来たものを生活用水としてストックできる場所がまだあるのでそういう、あとは水源地から水を取ったりとかもできるということなので、金額もまた小さいので、無理して町民の方に飲ます必要はないというお考えも重々理解できますが、私の場合、やっぱり問題提起したいのは、よく虫の目、鳥の目、魚の目と言いまして、物事をいろいろ考えたときに、虫の目のように細かく見る、鳥の目のように俯瞰して見る、魚の目のように川の流れを、時代の流れを沿って見る、ここにもう一つ、今、現代社会で言われているのが、フクロウの目を持つことが大事と言われています。

フクロウの目というのは、物事を別の視点でちょっと角度を変えて見てみるということが大事であると、これは本当に私もそう思います。このペットボトルの水しかり、人口減少の対策しかり、やはり今現在この自治体というもの、役場、言い方がちょっと語弊があるかもしれない、役場職員の方の考え方というものが、やはりこのフクロウの目を持つことが大切なと思います。

本当に今までの経験則では対応できないような時代が今来ていますので、そういうふたフクロウの目を持ってみんなで物事を議論して問題を解決していくことが大切なと思いまし、そういうことを役場の職員の方に期待して、最後の質問に移らせていただきます。

5つ目、ごみ詰め替え施設の利用方法。

現在、羽島市で建設されております新ごみ処理施設の稼働が始まると、現在、高島衛生様の敷地内にあるごみ積替え施設が不要になります。以前も、この活用については、一般質問や委員会の中で質問させていただきましたが、また町長も替わったということで、せっかくの施設ですので、ぜひ有効活用していただきたいと思うので、1点質問させていただきます。

令和7年度なので、もう本当に時間がないですが、ごみ積替え施設の利用方法は現在どのように考えていらっしゃいますか。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の5項目め、ごみ積替え施設の利用方法についてお答えいたします。

ごみ積替え施設は、平成28年3月、当時岐阜市柳津町地内で稼働しておりました岐阜羽島衛生施設組合の焼却炉の稼働停止に伴い、その代替策として、三重県伊賀市、長野県佐久市にございます民間処理施設に搬出・焼却処理するに当たり、効率性、経済性を図るために建設されたものでございます。

今後、次期ごみ処理施設が令和9年4月に稼働いたしますと、積替え施設は不要となり、町といたしましても、この施設の有効活用について検討の必要を認識しております。

しかしながら、この施設の所有権は株式会社高島衛生にございます。そのため、一義的には所有者の高島衛生が検討していくものと考えております。とはいっても、町といたしましては、岐南町のほぼ中央に位置し、利便性が高い場所にある積替え施設は、新たな拠点回収の候補地の一つとなり得る可能性がございますので、笠松町との協議を行うとともに、今月末に開催する岐南町廃棄物処理対策協議会で、それらを踏まえて議論されるものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、分割方式で2点ご質問させていただきます。

1つ目、町民サービスの適正な執行体制について、町長にご答弁を願います。

行政執行部の人事異動については、その職務の公正公平を確保するため、我々議員は政治倫理上、執行部人事への介入は禁止されており、いわゆる口利きや圧力は厳に慎むべきことは当然であります。

今回は、それらを踏まえ、別の観点でご質問します。

改めて言うまでもありませんが、我々議員は3月の定例会において当初予算の審議を行います。また、予算執行の監視をする責務もあります。

予算執行の監視の範疇として、最小の予算で最大の効果を発揮させるための組織体制なのか、また効率性、適正性、効果性などに関するチェック機能、評価機能の観点から質問いたします。

岐南町の令和6年度一般会計予算の内訳で、人件費は約12億5,200万円であります。予算の有効な使途のための監視機能、関連して組織体制にあるべき規範意識について質問をいたします。

去る4月27日土曜日の新聞紙上で報道されたとおり、5月1日付の人事異動が報道されました。

実務経験のない部署を含め、重責を担う部長が全員異動という、他の自治体から見たら前代未聞の異動に正直驚きました。

4月27日は連合主催のメーデーがあり、私も参加してまいりました。その際、岐阜県議会議員、あるいは近隣の市町村議会議員や連合傘下の組合幹部からは様々な声が寄せられました。それだけ今回の岐南町の人事異動に対して、他の市町村も関心があるということでございます。

一部ご紹介申し上げます。前町長に対する報復人事そのものですね。これで組織が回っていくんだろうか。大きな組織で仕事をしたことがない新町長であれば、なおさら組織とは何たるかを勉強した上で部下の適性をしっかり見極め人事異動を発令するのが重要だし当然ですよ。岐南町は全国的に注目されているのに、こんな人事はマスコミの餌食になりそうですね。職員が安心・安全に業務を遂行できるのか甚だ疑問です。質の高い町民サービスが確保できるんですかね。

とりわけ、岐阜市議会議員からは、以前岐阜市役所に勤務されていた中村さんは、福祉行政に関しては非常にすばらしい能力の持ち主で、行政マンとして希少な逸材だったと、任期半ばで首を切るなんて信じ難いなどの声が寄せられました。

今回の大幅な人事異動を行った理由は、町長、あなたが公約した職員が働きやすい町役場実現のためですか。また、労働組合に精通している方からは、人事異動でやつてはいけないこととして、目的・理由が不当で労働契約条件の逸脱、人事権の濫用、職員の事情を考慮しないことはトップとしては許されない行為だ。また、左遷人事はあっても解雇は聞いたことがないと言ってみました。

ところで、日本国内の全ての労働者に労働基準法は原則適用されますが、地方公務員には適用される部分と一部適用されない部分がありますが、おおむね適用されます。

適用される部分を一部紹介します。労働基準法第20条では、労働者を解雇しようとする場合は少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。

労働基準法第14条第2項での有期労働契約の締結、更新及び雇い止めに関する基準によると、有期労働契約を更新する場合、あるいは雇い止めをする場合の留意点が示されています。

1つ目、雇い止め予告。雇い止めの予告は、労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに雇い止めの予告をしなければなりません。

2つ目、雇い止め理由の明示。雇い止め予告後に労働者が雇い止め理由について証

明書を請求した場合は、遅延なく交付しなければなりません。雇い止め後も請求された場合は同様であります。

労働契約法第17条では、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、権利の濫用として無効とすると定義されております。社会通念上、実際に行われている解雇の多くは法的に無効と考えられております。

労働基準法違反の罰則として、解雇予告義務違反。解雇予告手当の支払い義務違反は、6か月以上の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

ところで、岐南町の福祉を担う人材がいないことを背景に、条例まで制定して令和4年度から特定任期付職員として2年間、中村前福祉部長を任命されました。

後任の福祉部長が見当たらないとして、中村前福祉部長の同意に基づきこの4月からさらに1年間、任期を延長したものの、新町長になって2週間もたたないうちに突然退職扱いとなっていました。特にこの人事が波紋を呼びました。

岐南町の福祉向上のため、高い経験と知見を持つ人材を登用できるよう議会に条例を上程しておきながら、終わらせるときには町長の都合で任命を終わらせることが果たして道理なのか、甚だ理解に苦します。

さらに言えば、聴覚に障害があることを理由に業務に支障があるとの配慮で、令和4年6月に議会事務局長から会計管理者に異動した部長が、今回、土木部長に配属になりました。このことについては、私自身は大変な憤りを感じております。私だけでなく、同じように障害を持っている、持ておられる当事者の人も疑問を感じられたのではないかでしょうか。

これまで私は、令和5年12月の定例会の場で説明、質問したこともありましたが、令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法では、障害を持つ人に対して2つのことを義務づけられています。1つは合理的配慮の提供、もう一つは不当な差別的取扱いの禁止であります。

つまり、一方的に命を下すのではなく、人事異動を決める前に本人の障害の程度の確認や今後の障害の進み具合、主治医の所見などについて本人同意の上で進めることができ具体的な合理的配慮に当たるものと考えます。

障害のある方に権利利益の侵害に当たるような差別が繰り返し行われた場合には、罰則として20万円以下の過料の対象となります。事業者に対して見本を示されなければならない役場が令和6年4月1日に施行された改正障害者差別解消法に反する行為をしたのであれば、これは本当に大問題であります。

時間の都合上、部長級職員の一例を挙げましたが、以上のことと踏まえ、7点質問いたします。

1つ目、人材の適材適所という決まり文句はさておき、まずは町長の考えるあるべき組織論についてお聞かせください。

2点目、限られた予算の中、質の高い住民サービスを提供する最高の資源は職員という人材であります。町の代表として、またハラスメント防止を標榜して当選された町長として、自分の部下を大事に思う気持ちが果たしてあるのかお尋ねいたします。

3点目、町長は議員時代から子育て世代や障害児の福祉の向上を目指しており、今後の政策でもリーダーシップを発揮して進めていくものと思いますが、土木部長のように障害を持つ町民や他の役場職員に対する合理的配慮に関し、どのような方針と施策をお考えか、お聞かせください。

4つ目、報復人事は昔からどの自治体でも問題視されてきたあしき恥ずべき慣例です。前町長の体制下で任命された前福祉部長の事実上の更迭とも受け止められかねない今回の退職の経緯について、4月18日から26日の間に決定されたと思うのが自然であります。なぜなら、4月18日の議員の顔合わせのとき、福祉部長として中村さんは紹介されました。

本人から届出があったのか、あったのであればいつあったのか。岐南町勤務条件通知書に基づく懲戒免職なのか、町民や、特に福祉に携わる事業者にも分かるよう町長の責務として明確に説明をお願いいたします。

なお、前福祉部長と最後の挨拶を交わした際、町長に退職したいとは一言も伝えていないことを確認しております。

勤務条件通知書では、自己都合退職の手続として退職する14日以上前に届出をするよう明記しております。退職に至った経緯は、受益者である町民に対しての大きな損失であると思います。

町長、あなたは公約でハラスメント対策を挙げていました。しかしながら、今回の人事異動はパワーハラスメントそのものではありませんか。職員一人の生活を守れない人が、町民の暮らしをもっと幸せにできるのでしょうか。町長、あなたの考えをお聞きします。任期途中で退職に至ったことに関する町民への説明責任であるとのご認識の上、お答えください。

なお、前中村福祉部長は現在無職であります。

5点目、自治体の首長が就任直後に岐南町のように大幅な人事異動を行った自治体の事例について、できるだけ多く例を示してください。

今回の人事異動は、町長就任直後に決められたものであります。その上で、人事権を掌握する町長が230名を超える全職員の能力、資質、人柄、人間関係、病気や障害の有無、入庁してからの経歴、処罰、長所・短所など、どれくらい時間をかけ、ある

いは何を参考、根拠に決めたのか、またそのプロセスについて具体的かつ明確に町民にご説明ください。特に人事異動は慎重に行わないとパワハラに直結いたします。

6点目、今回の人事異動に関し、職員に対するパワハラはなかったと断言できるかお尋ねいたします。

7点目、前町長が辞任した本年3月5日以降、役場の中でハラスメント行為がありましたか、お答えください。以上であります。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 答弁に入る前に、村山議員の質問に入る前段の部分について誤った解釈がありますので、訂正をさせていただきます。

今回の労働基準法の適用について様々なお話をされておられます、この件については前福祉部長のことだと推察をいたします。

今回の彼の退職については、これは一身上の都合による退職願であるため、地方公務員法第29条の公務員の懲戒処分ではありませんので、労働基準法第20条の適用には当てはまりません。

また、労働基準法第14条第2項に規定する基準にも有期雇用契約の任期を更新しましたが、年度の途中で本人からの退職願を受理したものであるため、その適用はございません。

さらに、労働契約法第16条の規定についても、今回は解雇ではありませんので、その適用についてもございませんのでよろしくお願いをいたします。

それでは、ご質問についてお答えします。

村山議員の1番目、町長が考えるべき組織論についてお答えします。

町は、住民に最も身近な自治体として社会情勢に的確に対応し、町民目線に立った機能的な行政組織を確立しなければなりません。その組織の運営は、限られた職員により最少の経費で最大のサービスを提供することが重要であり、時代の変化に合わせた町民ニーズを的確に把握し、多様化する行政課題に迅速に対応する必要があります。

一般的に、組織の役割の中で組織が成立するためには、コミュニケーション、共通な目的、貢献意欲の3つの要素が不可欠であり、どれか一つでも欠けている場合は不完全な組織として組織が健全に機能しなくなると言われています。

1つ目の要素であるコミュニケーションについては、今回、私は外部からたった一人で行政組織に飛び込んだため、職員個人の物の見方、考え方など、価値観を理解するためにまずは職員との対話を設け、相互理解を深めていく場を時間の許す限り設けております。

その中で私が大切にしていることは、相互理解を深めるための第一歩は違いを認めることです。対話において、お互いの考え方や大切にしていることを表明し合うことは必要不可欠であり、その中で意見の相違が生まれたとしても違いを受け止め、尊重していきたいと考えています。

2つ目の要素である共通な目的については、組織は同じ目的を持つ人々の集まりによって形成されます。つまり、組織内部において職員が互いに共通な目的を共有することにより、組織全体が同じ方向性を持って進むことができ、一つの組織としてまとまりを持って機能することが可能となります。

このため、私自身が選挙公約で挙げた政策の目的を明確にし、その目的の重要性を職員と共有し、意思の疎通を図ってまいります。そうすることで、職員が組織の方向性を理解し、それに向かって一丸となって取り組むことができると信じております。

3つ目の要素である貢献意欲については、いわゆる職員の仕事に対するモチベーションを高めることであり、私はこの貢献意欲と仕事の質は比例関係にあると考えています。

私は、一人一人の貢献意欲を高めていくことで、組織はより高みへと登っていくことができると思っています。そのために、職員が自ら担う公務の意義と有効性を実感できる機会や職場環境を整備することが大切であると思います。

組織とは、共通目的を持った個人の集まりです。個人の努力と組織の目標が同じ方向を向いているからこそ、大きな目標を達成できる力となります。つまり、個人が努力し、貢献しやすい環境を用意することにより、組織も個人も共に成長していくことができると信じています。

私は、組織を構築していく過程において、この3つの要素を念頭に置きながらより機能的で強固な組織をつくり、目指すべきトルが揺らぐことなく個人と組織全体の成長につなげてまいります。

強い組織は職員の成長から生まれる。これが、私の考える組織論であります。

次に、村山議員の2番目、自分の部下を大事に思う気持ちがあるのかについてお答えいたします。

私は、組織を運営していく上で最も重要な行政資源は人であると考えています。職員一人一人を無限の可能性を持ったかけがえのない財産として職員個人を尊重し、まちづくりを進めてまいります。

議員が言われる大事に思うという言葉は、人によって随分考え方や受け取り方が異なるものです。よって、私自身が職員を大事にしていると思っていても、職員にはうまく伝わらないことも当然あると思います。

この隔たりがある以上、それを埋めるため、私は職員との対話を重ね、人それぞれ考え方の違いはあるけれども、この組織と一緒に働いてくれるあなた自身を大事にしていますというメッセージを伝え続けていきたいと思います。

次に、村山議員の3番目、障害を持つ町民や役場職員に対する合理的配慮に関するどのような方針と施策をお聞かせくださいについてお答えします。

平成28年4月からスタートした障害者差別解消法により、障害を持つ人への合理的配慮が必要となりました。合理的配慮を提供し、障害を持つ人が感じる社会のバリアを取り除き、障害のある人とない人の関わり合う機会が広がる共生社会の実現がこの法律の目的です。

施行時点では、合理的配慮の提供は行政機関の義務であり、事業所は努力義務でしたが、本年4月より全ての事業所が義務化され、合理的配慮の提供に向けた取組が必要となりました。

なお、行政にあっては、この法律の目的を理解し推進する立場として、より積極的に取り組む必要があると考えています。

人は、障害の有無に問わらず誰もが平等・自由であり、命の重たさに変わりはありません。しかし、障害により社会生活や日常生活の中でどうしても自分だけではできないこと、周囲の協力が必要なことが起こります。

町といたしましては、平成28年3月に策定した対応要領及び対応マニュアルに沿って、職員一人一人が障害に対しての理解を深め、役場にお見えになられる町民の方に対して、代替措置の選択も含め、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応してまいります。

また、職員に対しては、採用時にあっては障害のある方に対する安全面や疲労面を考慮した環境整備や、職場内での合理的配慮の理解を広げることが大切であると認識をしております。

人事異動に関しては、事前に異動先の業務についての情報提供を行い、個人が必要とする労働環境を確保することが大事であると考えております。

質問に出ました土木部長については、内示前に組織としてどのような配慮なら提供できるのか、しっかりと話し合って本人に了解を得ており、今後についても業務を行う上で考慮すべき点があつたら対応をしてまいります。

村山議員の4番目、前福祉部長の退職の経緯についてお答えします。

ご質問の中で、岐南町勤務条件通知書とは会計年度任用職員の任用手続に基づくものであり、一般職員は用いるものではないのでその適用はございませんので、訂正をさせていただきます。

一般任期付職員として令和4年4月から採用された前福祉部長については、令和6年3月末をもって任期終了に伴い契約が終了いたしましたが、高度の専門的な知経験を有する者として4月に再度契約の更新をいたしたところでございます。

しかしながら、本人より令和6年4月23日付、同年4月30日をもって退職したい旨の届出が提出されたので受理したものでございます。

村山議員の5番目、就任直後に大幅な人事を行った自治体の事例についてお答えします。

人事異動により職員を適材適所に配置することができれば、職員一人一人が活躍できる環境が構築され、職場や職務に対するモチベーションが高まり、能力向上や組織が活性化され、住民サービスの向上にもつなげることができます。そのため、人事異動は大変重要なことであり、慎重かつ的確に行う必要があると考えています。

本来、4月1日に行うはずであった定例の人事異動については、町長が不在であり一部の職員の昇級のみにとどめられていました。5月1日の人事異動については、私が町長に就任して2週間足らずで実施をいたしました。

職員の職務内容や能力については、ふだんから職員と接している副町長や各部長からの考え方や思いを聞くことや、主幹級、課長補佐級、係長級の職員からも意見や思いを聞く機会を設けました。また、毎年職員が提出する自己申告書についても目を通しました。これらのことと職員配置の参考といたしました。

町の組織を効果的に機能させ、全ての業務を円滑に運営することが最大の目的であるため、自治体の規模が異なる他市町の例を参考に人事を行っておりませんので、事例については特にお示しできるものはございません。

なお、大幅な人事異動とご指摘でございますが、令和4年度71人、令和5年度78人、今回の令和6年度については50人の異動であり、例年より少ない異動であることをお伝えいたします。

最後に、村山議員の6番目の人事異動に関し、職員に対するハラスメントはなかつたかと、7番目、3月5日以降今日まで庁舎内でハラスメント行為はありましたかについては関連しますので、併せてお答えいたします。

3月5日以降、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程により設置した相談窓口等には、ハラスメント認定いたしました事例は一件もございません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それじゃあ5点再質問させていただきます。

1つ目、町長、あなたは公約で職員のスペシャリスト化を表明されております。今

回の人事異動は公約を意識した人事異動ですか、お聞かせください。

2つ目、ハラスメント行為はその行為者の意思ではなく、受け止め方で判断されるのが一般的な定義であります。職場におけるハラスメント行為は重大な人権侵害であって、到底許されるものではありません。もし、今回的人事異動において、職員からのハラスメントの訴えが起きた場合、あるいは職員でなくとも、住民、マスコミや出版社、あるいは労働組合などが問題視した場合、前町長のように辞職に至りますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

3つ目、障害者差別解消法に関し、民間事業者の見本となるべき行政機関、または法令遵守の管理監督のトップである町長として、役場内でのことは今ご答弁いただきましたが、民間事業者に対し今後どのような姿勢で臨むのか、お聞かせください。

4つ目、先ほどのご答弁で、今回の前福祉部長の退職については、本人より令和6年4月23日付、同年4月30日をもって退職したい旨の届出が提出されましたので受理したことでしたが、詳しくお伺いします。

慰留はしなかったのでしょうか。それほど有能な人材なら私は慰留するべきだと思います。しなかったなら、どういう理由で慰留をしなかったのか説明してください。

特に、有期雇用者に対する処遇に関し、労働契約法のうちどの条文に基づき、どのような法解釈によって退職扱いとしたのかを説明ください。

また、前福祉部長は積極的に退職届を提出していません。4月22日に副町長を通じ、5月1日以降の後藤町長の人事構想に中村福祉部長の継続雇用の名前がないということを本人は知ったと申しております。その際、併せて退職届を提出するよう指示を受けたそうです。

要は、一身上の都合というのはまるで私は当てはまらないと思います。要は退職をしてくださいよと言っているようなもんだと私は思います。本人はやる気満々だったという話も伺っています。

人事権を掌握する町長からの退職勧奨に応じ、こうした、これは退職届と理解するのが自然であります。町長の当時の受け止め方をお答えください。

仮に退職手続に移行すると決定したとして、なぜ期間の猶予もなく即刻解雇したんですか。これは法令遵守を無視した不当解雇であると思います。町長は本人の意思を無視してまで退職届を出させたこの人事については、私は重大なハラスメントと認識しております。

今現在の理由でなく、異動を決定した4月当時の判断理由と法令等の根拠をお示しください。

私もいろいろ調べました。社会保険労務士、労働局、労働基準監督署、あるいは私

の会社の顧問弁護士ともお話をしたんですが、この労働法、岐南町勤務条件通知書を精査すると、雇用期間の定めのある契約、いわゆる有期契約は遵守しなければなりません。つまり、契約期間分の給与、社会保険に関する事項は認められなければなりません。

町からの契約解除は無効であり、契約期間の給与、賞与、退職、それに付随する社会保険料等は、契約期間分は支払わなければなりません。

一般的に地方公務員というのは、まず首になるということはあり得ないだろうということで失業保険等もありません。首にするということ自体があり得ない話であります。

それは、左遷人事はあるかもしれません。過去の例を見ても、こんな人事は、私はもう調べが足りなかったかもしれません、ありませんでした。もしそういうことがあるのならばお示ししてください。

労働契約法第16条、これはよく一般の会社でよく利用する法律ですが、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は権利の濫用として無効とする。もう一度言いますね。労働契約法第16条では、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、権利の濫用として無効とする。先ほど私が説明したように、今回の解雇は本人の自由意思ではない退職届というのをもう明白であります。もしくは、退職願はこれは無効であると思います。

私がなぜこのことを問題にするかというと、例えば現在在職している会計年度職員など、有期雇用で働いている職員が町長の答弁内容に注目していると思います。具体的に分かりやすく説明をお願いいたします。

5つ目、先ほどのご答弁で、3月5日以降、岐南町ハラスメントの防止等に関する規定により設置した相談窓口等にはそういった相談は一件もございませんとのお答えでしたが、これまで町長が説明してきたハラスメントを防止するための人事異動というと今回の人事異動は矛盾しませんか。どのように住民に説明するのか、お答えください。

ところで、総務部長が部長職ではトップという認識があります。前総務部長、前総合政策部長が主要ポストから外局に異動をされたことも報復人事という声があります。

なぜ私がこのような質問をするかというと、来年、あるいは将来、岐南町役場で仕事をしたいと願う若い人たちが、もし適切なプロセスで人事が決められていないと受け止められてしまったら、近隣の市町村に優秀な人材がどんどん流れていってしまうおそれがあると思います。

人事の透明性の確保は、町長が選挙公約で最も重要と位置づけていたハラスメントの排除に直結するものではないでしょうか。来年4月の人事異動で同じような事案が発生しないよう、議会としても緊張感を持って継続的に注視し、厳しく検証していく必要があると思います。

今後の行政運営については、町内外はもとよりマスコミにも大変注目されています。新しい町政のスタートに当たり、大変重要な質問を私はしたつもりでいます。職員も高い関心を持って町長の発言を注意深く聞いているはずです。ぜひご自身の言葉で誠実にお答えください。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員の再質問、職員のスペシャリスト化についてお答えします。

多種多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応し、町民の期待に応えられる町政運営を実現するためには組織力の向上は不可欠であり、組織を支える職員の人材育成は重要であると認識をしております。そのために、職員一人一人の資質向上を図るために、常に新しい知識を幅広く身につけてもらうとともに、専門性の高い知識を習得するための研修を実施しております。

また、職員の育成においては、仕事が職員を育てる、管理職や先輩が職員を育てる、そして職場が職員を育てるの3つが重要であると考え、職員の意欲や能力を発揮できる土台となる職場環境を整備し、質の高い行政サービスを提供する担い手として計画的、継続的に人材育成を推進し、スペシャリスト育成に努めてまいります。

一方で、総合的な判断ができる職員、ゼネラリストも必要となりますので、バランスを考えながら配置をいたします。

いずれにいたしましても、今人事において私の公約の実現に向けて一丸となって取り組んでいくことができるように、必要な部署に必要な人材を適切に配置したものでございます。

2つ目の再質問、ハラスメントの訴えがあった場合についてお答えをいたします。先ほどの答弁でお答えいたしましたが、今回の人事異動においてハラスメントの訴

えはございません。よって、質問に対し予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきます。

3つ目の再質問、合理的配慮の町の取組についてお答えいたします。

合理的配慮の基本的な考えは、障害のある人が日常生活及び社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思の表明があった場合、その負担が過重でない範囲で対応することが求められています。

具体的には、社会における事物として、通行・利用しにくい施設、設備、トイレなどの表示が分かりづらいなど、制度として難しい漢字ばかりで理解しづらい、専門用語の説明がない、制度を分かりやすく説明するパンフレットがない、慣行として障害のある人の存在を意識していない習慣や文化など、観念として障害者への偏見などが挙げられます。

障害のある人の性別、年齢、状態等によっても異なり、また具体的な場面や状況に応じても異なることから、多様かつ個別性の高いものであるため、様々な対応が必要です。

現在の町の対応に満足することなく、それぞれの部署において見直しを図りながら、さらなる配慮に取り組んでまいります。

また、民間事業者においては十分に改正法が周知されているとは言い難い状況であり、改正法の内容及び意義を多くの事業者に知っていただく必要があると認識をしています。そのために、今後は国・県からの情報提供やパンフレットを活用し、合理的配慮の理解の浸透を図ってまいります。

4つ目の再質問、前福祉部長退職の際、慰留はしなかったのかについてお答えをいたします。

先ほどの答弁でお答えさせていただきましたが、本人より退職届が提出されましたので、あくまでも本人の意思を尊重し、受け取りました。

期間の猶予もなく即刻解雇したのかと言われますが、そもそも解雇ではなく、4月30日をもって退職したいという退職願であったので、そのとおりに手続を行いました。

労働法等の適用について触れておられますか、これはあくまでも解雇を前提とした処分でありますので関係はございません。

なお、退職については、労働契約法の第21条に適用除外として、国家公務員、地方公務員については適用を受けませんのでご承知おきください。

最後に、3つ目の再質問、ハラスメントを防止するための人事異動との矛盾につい

てお答えをいたします。

人事異動のメリットはいろいろありますが、まず1つに人事配置をより最適化し、職員の能力が発揮できる職場環境を整えることにより組織の活性化につながること、次に個人が新しい環境で働くことにより様々な経験を積むことで、幅広い知識とスキルが身につき、視野の広がりに期待することができます。

いずれにいたしましても、住民サービスのより一層の向上に資することを目的に行うものであります。よって、議員が言われるハラスメントを防止するための人事異動については、そのような見解をお示ししたことはございません。

ご質問の中でいろいろとご心配をいただきしておりますが、人事異動については住民サービスの向上にもつながることから大変重要なことであり、慎重かつ的確に行う必要があると認識をしておりますので、ご安心いただければと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を進めます。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

先ほど私は、議会議員は執行部の人事介入は政治倫理に反する行為と冒頭説明しました。それに基づいてちょっとご質問いたします。

令和5年4月1日の人事異動に関し、当時議長であった後藤町長が小島前町長に対し、当時の議会事務局長を異動させるよう何度も迫った話は有名であります。私は、この件はまさにハラスメントそのものではないかと思いました。私を含め、執行部の職員も周知の事実であります。

それを受け、結果、4月1日に異動が行われました。この件について、議会及び町民に対し町長はどう説明されますか。

答弁内容次第では、今後必要であれば参考人として本会議に小島前町長を招致することや、あるいは調査特別委員会を設置することも検討する必要もあるのではと考えています。

最後に、中村前福祉部長から我々議員に宛てたお手紙をご紹介し、質問を終わります。

私儀中村宏泰は、このたび4月30日をもって岐南町を退職となりました。2年と1か月という短い期間ではございましたが、在職中は議員皆様方の一方ならぬお力添え、温かいご指導ご鞭撻を賜り、感謝に堪えません。本来であれば直接ご挨拶申し上げるのが本意ではございますが、思わぬ急なお別れとなってしまいましたことをどうかお許し願います。議員皆様方のますますのご活躍と岐南町の発展を心より願っております。令和6年4月30日、岐南町が大好きな福祉部長 中村宏泰。

私の想像ですが、中村前福祉部長はさぞかし無念だったと思います。憎しみからは何にも生まれません。解決もしません。

〔発言する者あり〕

○4番（村山博司君） はい、以上で終わります。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員の再々質問にお答えをいたします。

当時、議長であった私が議会事務局長の変更を申し出たというようなお話をございましたけれども、当時私が議長でありました頃に、議会事務局長の変更に伴う小島前町長との協議の中で、地方自治法の第138条の7項に、議会事務局長及び書記長は、議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて議会に関する事務に従事するとございます。

当時、私は議長でございましたが、副議長と相談をして、その後町長との協議の中でお願いをしたものだと認識をしております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 再質問したいところですが、もう時間もありませんので、次に移ります。

2つ目は、所信表明を踏まえて、町政運営の在り方についてを問うの1点目、ハラスメント防止条例の制定に向けての取組についてお伺いいたします。

私は、1年ほど前から職場環境の改善、あるいは岐南町議会議員政治倫理条例の制定及び役場職員の皆さんへ、ハラスメントに関するアンケート調査を強く訴えてきました。しかしながら、第三者調査委員会の調査の影響があるという理由などから進展しませんでした。

ハラスメント防止条例の制定に向けてはどういう取組をされるのか、また進捗状況をお聞かせください。

私から1つ提案をいたします。それは職員団体の結成であります。

現在、岐阜県内の町において、垂井町、輪之内町には職員団体があり、市にはほとんどあります。

民間企業の労働者は団結権に基づき、労働組合法において労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることを目的にする労働組合を結成する権利があります。

地方公務員には労働組合法は適用されませんが、地方公務員法第52条に規定する職員団体を結成することができます。地方公務員には労働基本権が制限されていることから、民間労働者の労働組合と地方公務員の職員団体には権利や機能に差がありますが、職員の勤務条件の維持改善を図ることが目的の組織になります。

ハラスメント行為に対しても、ふだんから町長をはじめ、幹部職員と一般職員が防止に取り組み、対応を話し合うことが可能であり、職員が一つの固まりとして行動することが自らの身を守る手段となり得ます。

岐南町役場には職員団体がなく、管理職と一般職員が対等の立場で話し合う機会はありません。職員団体を結成するか否かは職員の自由ですが、管理職と一般職員が職員団体について正しく理解し、職場環境の改善に向けて有効に機能する手段として活用できるよう町として職員に働きかけることが必要と考えます。

なお、池田町は今回の町長のハラスメント事案をきっかけに、職員団体結成に向けて動き出しています。町長の前向きなご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員のハラスメント防止条例制定に向けての取組はについてお答えいたします。

ハラスメントは、それを行う者の認識の有無に関わらず、相手の基本的人権を損ない、威儀を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害です。

今回、第三者調査委員会より再発防止のための具体的な提言を幾つかいただき、若手職員を中心とした3つのワーキンググループを設置しております。

まず、喫緊の課題であるとされた相談体制、相談環境の整備につきましては、ハラスメントを受けた旨の相談は就業環境の悪化を発見し得る端緒になり、また被害を潜在化させないためにも早期に相談に結びつけることが望まれるため、それらを対応するために相談体制構築部会を立ち上げて検討をしております。

次に、風通しのよい職場への環境改善につきましては、やはりハラスメントについ

ては、個人の要因と組織風土による要因が複合的に関係して生まれるため、ハラスメントが起きにくい環境の整備に向けて継続的かつ計画的に取組が必要であるため、就業環境改善部会を立ち上げ、検討をしております。

そして、3つ目に、現在の町のハラスメント規定には町長を行為者とする場合の措置の定めがなく、町長を含む特別職が行為者とされる場合の規定を定める必要があり、それらに対応できる条例の制定に向けてハラスメント条例制定部会を立ち上げ、各部会間で情報を共有しながら条例に落とし込む内容を協議・決定し、令和7年3月議会において議案を提出し、同年4月から施行するスケジュールで考えております。

なお、条例の構成については、議員には岐南町議会議員政治倫理に関する条例で規定する政治倫理基準において定めがありますが、執行部を対象とする条例と議員を対象とする条例を分けて制定するのか、また特別職を含む職員及び議員全てを対象とする一つの条例を制定するのか、これについては条例制定部会を中心に調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、職員団体の結成についてお答えします。

地方公務員が結成する職員団体は、地方公務員法第52条において、職員がその勤務条件の維持改善を図る目的として組織する団体、またはその連合体と規定されております。

地方公務員の労働基本権は、議員が述べられるように民間企業とは異なり、一部制約はあるものの、団体交渉を行うことによりこれまで個人では届きにくかった職員の声が反映されることが期待でき、それが勤務条件や職場環境の改善にもつながることから、ハラスメント相談だけにとどまらず、職員にとって大きなメリットがあるものと考えております。

職員を管理監督する私が職員団体結成を促す立場にはございませんが、今回の前町長のハラスメント事案をきっかけとして職員団体の意義を職員が主体的となって検討していただき、それがひいては声の上げやすい、風通しのいい職場環境を構築する手段の一つになればと考えております。

実際に、さきにも申し上げました職員によるワーキングチームにおいても、職員団体の是非について協議がなされていると聞き及んでおります。

今後、職員団体結成に向けた具体的な動きがございましたら、町として協力できるところは積極的に協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。2時20分に再開いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、2項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、災害時のトイレ対策についてお伺いをいたします。

このことは、3月議会で松原議員も災害時のトイレのことについて質問されておりますが、今回は私の視点として質問させていただきます。

本年1月1日16時10分に発生いたしました能登半島地震では、長期間の断水と停電によりトイレが使えない状況が長引き、避難所などの衛生問題が深刻化しました。

発災から6日目の現地情報の報道では、石川県能登町の状況で、公衆トイレの便器が汚物で埋め尽くされ、またいで使うことができないほどの状況。また、珠洲市の小学校体育館には300人を超える地域の住民が避難していました。体育館のトイレは便器に非常用トイレのビニール袋が設置されていたものの、汚物であふれていた。避難者の中には、トイレに行かなくて済むように食事や水分摂取を我慢する人も出ていました。中には、2日間トイレに行っていないという人もいたといいます。また、マンションでトイレにお風呂の残り湯で無理に流した結果、下の階で汚物があふれたという情報もありました。

そして、車で牽引し設置される仮設トイレも災害時トイレとして設置されますが、ほとんどが和式トイレとのことで、介護が必要な方、またその家族はもちろん、高齢者や若い人たちも大変な状況であったと思います。

劣悪なトイレ環境は避難生活のストレスを高めたり、急性胃腸炎を招くノロウイルスなどの集団感染の原因となるだけでなく、災害関連死の危険性も高めると思います。その一つが、避難者が水分摂取を控えるため血液中の血の塊ができ、肺に詰まって重篤な症状を引き起こすエコノミークラス症候群です。2004年の新潟中越地震では14人がエコノミークラス症候群で搬送され、うち7人が亡くなっています。

こうした教訓を踏まえ、改めて当町の災害時のトイレ対策についてお伺いをいたします。

1つ目、当町の災害時の避難所のトイレ対策、設置の責任者は明確になっているでしょうか。

避難者等がトイレの困り事の声を誰に届けたらいいのか、誰が災害時にトイレ関連の物資を調達するのか、その司令塔をお聞かせください。

2つ目、町内にはマンホールトイレのマンホールが各3小学校にそれぞれ7基、そして中学校に8基、合計29基設置していただいております。マンホールトイレの設置責任者は決まっているのでしょうか。

また、トイレとして使用する際の便器と仮設テントは現在何基分備蓄されているのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、各家庭の備えとして、災害時等で断水しても家庭のトイレが使えるよう携帯トイレの備蓄の推進も必要と考えます。携帯トイレは、まず便座にポリ袋を取り付け、便座を下ろし、携帯トイレのポリ袋を取り付け、吸収シートや凝固剤で排せつ物を固め、使用後はしっかりと結び、別の容器に保管。また、携帯トイレとして手元になくても、ポリ袋を取り付け、紙おむつや新聞紙等を入れて排せつ後は同じようにして保管して、基本、可燃ごみとして出すことができるといったことを広く周知していくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

4つ目、能登半島地震では、移動式の水洗トイレ、トイレトレーラーの活躍も話題となりました。この設備について、現時点ではどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

これで、1項目めの質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀塙康伸総務部長。

○総務部長（堀塙康伸君） 木下議員の1項目め、災害時のトイレ対策についての1番目のご質問、災害時のトイレ対策の責任者、司令塔は誰かについてお答えいたします。

災害時のトイレにつきましては、過去の大規模災害時においてライフラインの遮断により水洗トイレが使用できず、避難所の衛生環境が著しく悪化することで避難者の健康被害が発生することが報告されております。

災害時の避難所の運営においては、町の避難所運営マニュアルに定めがございます。

避難所では避難者を中心とした組織をつくり運営に当たることとなっており、町は指定避難所ごとに避難所担当職員を配置し、避難者及び協力者と一緒に避難所運営に当たります。

避難所の避難者を中心とした組織とは、避難者の中から本部長、副本部長、総務班長、情報班長、施設管理班長、保健衛生班長、生活支援班長、食料物資班長、ボランティア班長を選び、行政側の施設管理者、避難所担当職員と一緒に避難所運営本部を設置し運営に当たるとマニュアルで定めております。

議員ご質問の避難所のトイレ関係につきましては、避難所運営本部の保健衛生班の班員及び班長が担う業務内容とマニュアルで定めておりますことから、避難所におい

ては保健衛生班の班長及び避難所運営本部長がその責を担うことになると考えております。

続きまして、木下議員の1項目め、災害時のトイレ対策についての2番目のご質問、マンホールトイレの設置者は誰か、また現在の備蓄の数はについてお答えいたします。

マンホールトイレの設置については、町の災害対策本部は避難所運営本部から水洗トイレの使用不可の連絡を受けた場合、復旧活動班を中心に早急に仮設トイレを設置し避難所の衛生環境の確保を図ることと避難所運営マニュアルで定めております。

備蓄数につきましては、マンホールトイレの備蓄計画数が岐南中学校8基、東小学校7基、西小学校7基、北小学校7基の合計29基に対しまして、平成27年度から令和4年度に分けて購入備蓄し、現在、計画数量である29基を町備蓄倉庫にて保管いたしております。

また、マンホールトイレのほかに、小・中学校以外の指定避難所に設置を予定しております1基で連続5,500回使用可能な簡易仮設トイレを14基備蓄しております。

続きまして、木下議員の1項目め、災害時のトイレ対策についての3番目のご質問、携帯トイレの備蓄の推進はについてお答えします。

町では、先ほど説明しました仮設トイレのほかに、簡易組立て型ボックストイレを860個、袋に排せつした際に排せつ物を固める凝固剤を1万4,600回分備蓄しており、町の総合防災訓練時には自治会参加者に対して実際の携帯トイレのサンプルを見ていただき、個人での備蓄の啓発に取り組んでいるところでございます。

続きまして、木下議員の1項目め、災害時のトイレ対策についての4番目のご質問、トイレトレーラーについてどのように考えているのでしょうかについてお答えします。

トイレトレーラーの有用性についてはテレビ報道やSNSなどで認識しているところではございますが、購入費用や保管場所、管理などの様々な課題がございます。

今後、トイレトレーラーを購入した自治体の事例を調査・研究してまいりますが、当面は仮設トイレをはじめ、簡易組立て型ボックストイレや凝固剤の備蓄を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁、ありがとうございました。

では、続きまして2項目めの質問に移ります。

2項目めは、難聴の方のためにについて質問をさせていただきます。

難聴で困らない環境を整備することは、高齢者の難聴者にとって認知症の予防に

もつながることでございます。

難聴は見えない障害であり、本人は気づきにくく、家族や周りの人が気づくことが多いことから、独り暮らしの高齢者は自分の難聴に気がつかないこともあると思います。そして、聞きづらさからコミュニケーションが取りづらく、そのことで地域の交流を避け、ひきこもりや鬱症状、そして認知症を発症してしまうこともあるようございます。

また、外では自動車の音や気配を感じにくく、危険な状態となります。また、耳からの刺激が少なくなることで脳の活動が鈍り、消極的になるケースもあるといいます。そうしたことを少しでも防ぐためにお伺いをいたします。

1つ目、令和5年度から実施していただいている補聴器購入費助成は、費用の2分の1、上限4万円の事業ですが、この事業の実績と今後の事業推進をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

2つ目、難聴を早期発見して適切に対応できるよう、高齢者の聴力検査の実施はどのようにお考えでしょうか。

例えばですが、60歳、65歳、70歳、75歳といったように対象年齢の方を決めて、その対象年齢の方に受診券を送付して指定医療機関で検査を実施。検査の結果を受けて、補聴器購入費の助成制度の活用で高齢者の聞こえを支援していくということですが、こういったことに対してのお考えをお聞かせください。

3つ目、最近、軟骨伝導イヤホンを相談窓口に設置する自治体や銀行、また病院が増えているということです。

軟骨伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨の振動を通して音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンでございます。小さな音でも附属の集音器で音を拾い、明瞭に聞こえ、周囲に音が漏れることなくはっきりと届きます。

また、イヤホンには音を出す穴とか凹凸がなく、消毒しやすくて、不特定多数の人が利用しても清潔に使えるという利点がございます。

当町におきましても、役場の窓口や図書館に設置してはいかがでしょうか。

窓口の相談等で難聴の方が安心して相談できる環境。大きな声で相談を受けていますと、本当に周りにも聞こえて何を相談しているかというのが外に分かるような状況になっては安心して相談はできないと思います。ですので、そういった環境づくりに最適と考えますが、いかがお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の2項目め、難聴の方のためにに関する1番目の

ご質問、補聴器購入費助成事業の実績と今後の推進についてお答えいたします。

岐南町高齢者補聴器購入費助成事業交付事業につきましては、令和5年4月より事業を開始し、今年で2年目を迎えました。

この事業の助成対象者は、本町に住民登録のある65歳以上の方で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方を対象とし、補聴器購入費の2分の1、上限4万円を助成する事業となっております。

令和5年度における助成金の支給実績は31件、総額122万5,000円の支給をしております。また、今年度は令和6年5月時点で既に6件の申請、24万円の助成をいたしております。

この事業の評価のため、助成者に対し実施をいたしましたアンケートでは、同事業が補聴器購入のきっかけになりましたかという質問に、約7割の方がきっかけになったと答え、補聴器を購入したことにより外出の頻度、行事への参加、人の交流が増えたと回答をいただきました。

同事業は、外出による社会参加及び地域交流の促進、ひきこもりや認知症等のリスク軽減につながっているものと考えております。

引き続き、必要とされる方に助成金を積極的にご利用いただけるよう、広報やホームページ等を通じ制度の周知に努め、事業促進を図るとともに、助成申請受付の際には町主催のキラリ若返り講座、あるいは町内3か所で行っております運動サロン等の介護予防事業や地域交流等を目的としたサロン活動の紹介に努め、こうした事業、活動への参加を促すことでフレイル予防につなげてまいります。

続きまして、2番目のご質問、高齢者の聴力検査の実施についてお答えいたします。

初めに、高齢者の難聴の原因についてお話をほうをいたします。

加齢以外に難聴の原因がないものを老人性難聴といい、具体的には耳の内耳に生理的な変化が起こることで発生をいたします。

耳は外から外耳、中耳、内耳の3部分に分かれ、老人性難聴の原因になるものは内耳の部分です。内耳にある音を感じ取る細胞の数が減少したり、細胞の機能が低下したり、音を聞く神経に衰えが生じたことにより聞こえにくくなると言われております。

日本医師会によりますと、65歳から75歳では3人に1人、75歳以上では半数以上の方が該当し、日本では1,500万人以上の方が老人性難聴であると言われております。

次に、聴力検査に目を向けてみると、就労中は定期健診で受診の機会がございますが、退職後は機会が少なくなります。

また、自営業や主婦の方が対象となる国民健康保険の特定健診におきましては、糖尿病などの生活習慣病の予防等の早期発見が目的であり、健診項目に聴力検査は含まれておりません。

一方で、ここ数年、健康推進課や要介護者に接する機会の多い地域包括支援センターにおいては、耳の聞こえについての相談はございません。話が聞こえにくくなるなど自覚症状に気づき、ご自身で医療機関に受診してみえることがほとんどであると思われます。

議員ご提案の聴力検査の助成は、多くの方に受診勧奨ができる難聴の早期発見に一定の効果があると承知はしておりますが、現時点におきましては、先ほども述べましたとおり町への相談等がここ数年ないことも含め、実施をする予定はございません。

しかしながら、老人性難聴は、加齢に伴う機能低下のため、適度な有酸素運動やバランスのよい食生活、規則正しい睡眠を心がけ、健康的に過ごすことである程度予防ができます。

町いたしましては、広報などの情報媒体を通じまして難聴予防の啓発に努め、高齢者が感性豊かな生活習慣を続けられるよう支援してまいります。

続きまして、3番目のご質問、軟骨伝導イヤホンの窓口設置の考えはについてお答えいたします。

議員よりご説明のありました耳周辺の軟骨の振動で音を伝える軟骨伝導イヤホンは耳穴を塞がず耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、通常のイヤホンや骨伝導と比べ痛みや音漏れが少なく、音が立体的に伝わることから、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者の方でも相手の声などが聞きやすいとされ、一部の自治体や金融機関等で導入されていることは報道等により承知のほうをいたしております。

現在、窓口では、高齢者など会話が聞き取りにくい方に対しましては分かりやすい言葉でゆっくりと話しかけたり筆談で対応をしたり、本人の要望や状況に合わせて相手が聞き取れていることを確認しながら対応を行っております。

現状の窓口対応において特に大きな支障はないと考えておりますが、今後、高齢化が進むなど、状況の変化とともに必要とされる方が多くなることも想定されるため、導入をしている市町村での使用事例や利便性などの情報の収集をするなど、研究し検討のほうをしてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁、ありがとうございました。

1点、確認のための再質問をさせていただきます。

高齢者が補聴器購入費助成金交付事業で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方

が対象とのご答弁でございましたが、このことは事前に聴力検査をし、40デシベル以上との検査結果を提示していただくことで補聴器購入費の2分の1、上限4万円の助成対象となると理解してよろしいでしょうか。

といいますのも、最近の報道によりますと、国民生活センターに寄せられる中で補聴器トラブルが増加傾向にあると注意を呼びかけているという事実でございます。訪問販売や通信販売、店舗購入でも見られるといいます。

補聴器が必要か測定していると言われて、その結果、早く補聴器をつけ始めないと認知症になりやすいよとか、今ならキャンペーン中で値引きがありますと言われ、購入した。その後、耳鼻科で検査等をしたところ、正常値で補聴器の必要はないとの診断された。こういったケースが多く見られるということです。こうしたことからも診断は必要と考えます。

事前の町民の皆さんへの周知とともに、この点、確認の質問をさせていただきます。ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の再質問、専門医による検査結果の提示によるものかについてお答えいたします。

当事業につきましては、専門医ではなく、指定販売店の検査結果に基づき対象者を把握し、支給のほうをしております。

検査を行う指定販売店につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具購入指定店にもなっております。

事業所指定の際、高度管理医療機器販売業、医療用具専業修理業の県知事の許可及び財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者の配置等が必要となるため、指定販売店で両耳の聴力レベルを検査する際には、専門医のほうと同等の適正な検査が実施できているものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2項目、分割の質問方式で質問をさせていただきます。

それでは1項目め、巡回バスの早期廃止を問うということでご質問をさせていただきます。

巡回バス、後藤町長の、まずこの公約でお示しされました「税金の無駄をなくします。巡回バスの早期廃止について」の質問の前に、私の思いというのを申し述べさせていただきたいと思います。

過去の実績を踏まえ、将来を予測し、巡回バス運行はすべきでないと再三提言してきました。しかし、1年半の阻止及び提言も届かず、不要と判断した巡回バスが議会で可決され、問題山積みのまま令和4年9月に運行が始まりました。これは前町長の公約とはいえ、我々議員の責任でもあります。

では、何が問題なのか、そして公共交通の必要性は、重要性はと考えたときに、バスの問題ということではなく、巡回バスという選択、手法が間違っていたと私は思っております。

安易に始めたこと、見切り発車であったこと、そうした分析をしながら、だからこそ公共交通の未来にかけて、私なりに改善案をここまで提言し続けてきたわけでございます。

しかし、今回、町長の公約、すなわち廃止について公約のリーフレット等々を拝見させていただきますと、よくよく考えてみると、町長になられる前に巡回バスに反対ということは私と同じであったわけですが、巡回バスの改善案、代替案ということを伺ったことはありませんでした。だから、町長公約の巡回バス早期廃止というのを初めて知ったとき、私の認識が大きく間違っていたのではないかという思いにかられました。

町長の第一義が巡回バス反対イコール廃止にすること、すなわち公共交通に関心がないのではなかろうかと。税金の無駄をなくしますが重要で、巡回バス早期廃止は費用対効果がないから対策なしでも廃止という判断をされたのではないか。いやいや、廃止の裏に秘策があるのではないか。いろいろな考えが頭をめぐりましたが、既に始まっている以上、一足飛びに巡回バス早期廃止にはまず違和感を覚えました。なぜか。将来公共交通が必要であり、重要だからです。そして、廃止にせよ踏まなくてはならない手順、これを軽視、無視しておられるのかと。

町長の目玉政策の巡回バス早期廃止について、順を踏んだ丁寧な説明をいただきたく存じます。

廃止する根拠、廃止後の具体案という順でお聞かせいただこうと思っております。

では、後藤町長に1点目の質問です。巡回バス廃止の根拠について5つほど。

1つ目、廃止の結論に至った法的及び財務的な分析をお聞かせください。

2つ目、協定書、いわゆる契約書というふうに皆さん思っていらっしゃると思うんですが、協定書の効力を踏まえ、行政側から解除する場合、この今回の事業者、岐阜バスへの補償額及び債務負担残額がどれくらいあると思われてのお考えだったのですか。

3つ目、解除、廃止した後の町民の足はどうのように補うおつもりだったのか。

4つ目、解除した場合、岐南町とバス事業者との信頼関係が失われることは間違いないませんが、将来の影響をどのように考えた末の結論を出されたのかということをお聞かせください。

5つ目、この質問1、2、3と、今申し上げましたプラス4つ目の信用失墜を、この関係ですね、これを覚悟の上で廃止というご判断が町民にとってどのようなプラスになると考えた公約なのか、これをお聞かせ願います。

以上、まず5点でございます。

そして、続きまして、議員になって私3年半、公共交通について実は6回にわたり追及してまいりました。これまでの提案型一般質問をもう一度まとめてみました。

これは、前町長のときに何度も繰り返ししてきたわけでございますが、後藤町長がどうかということもちょっとお伺いしたいと思いましたので、既にご存じのことばかりかとは存じますが、公約にある巡回バス廃止のお考えと重ね合わせてご答弁いただきたいと存じます。あわせて幾つか質問をさせていただきます。

まず、今までの6回、ある程度まとめましたものを時系列的にちょっと申し上げます。

令和3年3月、初めての質問でございましたが、コミタクの改善見直し案。このときに私なりにコミタクというのを改善するにはどうしたらいいかと、いろいろ足を運びながら名タクさん等々へ参りましたのですが、この電話予約というのは2回しなくてはいけない。要は、何日前からでも結構ですが、最終的には1時間前までに1回はしない。もう一回は、確定する順番、経路というものがいわゆるタクシー会社で組み込まれるというものを、その15分後の45分前に決定するということですので、2回をしなくちゃいけないということを1回にできないかと。

それから、運行時間拡大。これは、早い時間というところでは病院なんかに7時だとか8時に行きたいという方がバスは間に合わない、タクシーは間に合わないということで、病院に間に合う時間帯、随時予約できるように。そして、乗り合わせがないということ、こういった提案をさせていただきました。

そのときの答弁で、町としてはコミュニティタクシーとの入替えにコミュニティバスの導入をもう既に考えていますと、このときにおっしゃられました。運行1年半前の提案、一般質問も既にバス運行ありきというところでございました。

次に、その令和3年10月、巡回バス運行計画案を独自で分析をし、問題点を指摘。笠松町営バスとの連携案、巡回バスでは笠松駅、松波病院行きというのが時間がかかり過ぎると、どう考えてもこれだけ時間のかかる乗り物に乗るのかというようなところもございました。

そんな中で、笠松町の米野バス停、平島に近いところですね。それから中野バス停、こちらを岐南町の巡回バスが双方の停留所をつなぐことで、笠松駅、松波病院駅へ最短距離であり、時間短縮を図る提案をしました。これは時間のほうも、時刻表も私がつくりましたので、提案をいたしました。

前町長がそのときにおっしゃられました。これは議会ではありません、終わってからでございましたが、笠松町側から遅れたときの責任が取れないという理由から具体化されずということでした。

そして、令和4年6月、コミュニティバス、巡回バスの補助策として、デマンドタクシーの見直し案、これも独自で検証したシミュレーションをした結果、巡回バスの問題点が多過ぎたため、デマンドタクシーでカバーする方法として、先ほどもちょっと申しましたけれども、毎時ゼロ分と30分、この2本にしたらどうかと。そして1時間以上前、ここまでにしなくてはいけないという諸条件、これを45分前まで繰り下げるということ。当時名タクさんに伺いました、その担当課長さんに実はオーケーをもらいました。いただきましたことをお伝えしましたが、了解をいただきましたけれども、この15分遅らせることによって、その1本前の時間帯に乗車が可能になるということを提案したわけでございますが、待ち時間というものをちょっと比較してみると、今現状、毎時ゼロゼロ分ということになりますので、最短で60分から119分、約2時間。といいますのは、正午0時に予約をした場合に、今度はちょうど13時、1時ちょうどにお迎えが来る。しかし、12時01分に電話をすれば59分ということになりますので、次のゼロ分ということで2時の予約ということになります。これで約2時間。提案したものというのが毎時2本ということで、ゼロ分、30分。

そういう中で、最短は、例えば12時15分にしました、すると13時ちょうどに来てくれます。12時16分にしたらどうかといったら、45分に間に合いません。次の30分後ということになりますので、1時半ですか。そうすると、最長として74分。こういう時間帯というのが、単純にできることが、やればできることということで簡単に提案したわけでございますが。

そして、令和5年6月、コミバスの将来と新たな交通手段の必要性について。これは、14年前の廃止理由より現状の数値を割り出し、それ以上に悪化した状況に継続か廃止の判断時期と新たな改革策があるのかどうなのかということを問いました。そのときの答弁、町民の買物や通院など、ふだんの生活を支える福祉目的とする公共財であるという答えでした。

そして、そのときにもう一つ、令和5年4月に私がマレーシアで体験したこのいわゆる今ライドシェアと言っていますけれども、G r a b という東南アジア8か国で拡

大しております自動車アプリの、これはもう想像を超える利便性の極めて高い交通手段であることを肌で感じてきたわけでございますが、こういった事例を再度。

1つ目、安全性の高さが分かるドライバーの評価が5段階で分かる、利用者側の安心感。この方がどこまで安全性があるのか、人気が高いのかということが一目瞭然でスマホで分かります。

タクシーでは経験したことのない特別サービスというのを十数回乗りまして、特に大雨のときの傘を持って普通の一般緑ナンバータクシーというところがやらないレベルのことまで当たり前にやってくれるという、こういったライドシェアに代わるG r a bというものです、こういったものを経験してまいりました。

料金は一般タクシーより当然安く、配車までの時間確認がてきて、とにかく速い。大抵、10分以内に来ました。そして、目的地の説明が不要。点から点へということで、素人やそれこそ外国人であっても間違いないという輸送。

そして4つ目、クレジットで簡単決済。できる方とできない方があると思いますが。

5つ目、反対にドライバー側の声を聞きますと、要は無駄に走って1日8時間の労働をどういうふうにということではなく、自分の思った時間の中で動けるわけですから、今日は半日時間があるとしたらその半日の中で登録をして動かすわけですから、こういういわゆるドライバー側の声として、どこにいるのか、どこへ行くのか分からない乗客を拾うためにまちを走り続けるという必要性がないというところ、これが極めてライドシェアのいいところ。こういう無駄な経費、無駄な時間を使わない、効率的であり、双方が求め合う交通手段であると。これはWIN・WINの関係ということになりますね。

いずれ、近江商人の理念ではありませんけれども、三方よし、売手よし、買手よし、世間よしというようなことにもつながっていくと思っております。

そしてもう一つ、最後に、高齢者の外出促進に貢献する福祉的要素を含んだサービスであるチョイソコというのもご提案させていただいたことがあります。

各務原市の中でも、例えば前渡とか上中屋とか、こういったところから笠松へ結ぶ、岐南町を通してですね、こういったものが一直線に結ぶというところ、こういったものがどんどん展開していいのではなかろうかと。1市2町連携、そして会員制ということであっても運行など、近未来を聞きました。

そのときに、私、アイシン精機の久野さんという方、こことZoom会談をいたしまして、1時間以上話したわけですが、チョイソコの活用法というのを細かくご説明いただきながら、いわゆるZoomで対談したということがありましたが、こういっ

たスマホ予約、基本でありますけれども、中に年配者に配慮したオペレーターというのは当然お金がかかります。しかしながら、オペレーターサービスというのを加えながら、当面やりながら、そしていずれスマホに切り替えていくと。料金の差をつけながらやるとか、こういうことも当然できるわけでございますので、こういったのも一つ。

そして、そのときの答弁。このチョイソコについての答弁ですね。有意義な交通手段であると認識。一方で、経費を比較するとコミタクの令和3年度は87万円かかりましたと。翌令和4年度は149万円かかった。

笠松町のチョイソコ。このときにまだチョイソコとしての機能ではありませんでしたけれども、ただ年間580万円の費用を要しているということから、経費がかさむ理由とコミタク利用者が増加をしているというような理由からチョイソコを検討するまでには至らず、コミタク続行の判断をされました。

続いて令和5年12月、公共交通の未来にかけて。14年前の廃止理由が、数値ではなく福祉目的であると答弁されました。そこでスーパーマーケットの停留所が高齢者にとって遠過ぎるという現状を問題視するも、これも解決策に至らずと。

それから、その他将来像について。6月議会でお話しした私の体験のライドシェアについても含めてですが、公共交通のこういった既得権益というのが当然あります。しかし、問題提起をした上で岐南町の未来に向けた取組について問うも、タクシー不足に悩む観光地や過疎地でもないため、喫緊の課題となれば国や運輸業界から議論が始まるという、いかにも他力そのものである答弁で終わりました。

10月に、これは岡山県早島町で行われたコンパクトタウン議会サミットに櫻井議長と私が副で行ってまいりました。このときに現地で実体験したお話でございますが、この特徴というのは料金は無料である。他市町の方でも自由に乗ってくださいと、無料で。そして、乗るときはバス停ですけれども、停留所になりますけれども、降りるときは停留所以外でも可能と。いやいや、これは限られたところではありませんかというふうなことをお尋ねしましたら、いや、ほぼ90%のところで降りていただいて結構ということで、私たちもあるレストランに止まりたいといったときに、この最も近いところで止めていただきました。

というようなことで、あと学生さん、学校では校長の許可があれば、2キロ以上ある場合も無料のバスに乗れると。

ただ、これは白バス自主運行というため、運輸事業者からは外れることを承知の上で提案をしたわけでございます。

続いてもう一つ、改善策として、主要駅笠松駅への通勤や通学を目的としたバス及

びワゴン運行を放射線状、要するに直線で結ぶ効率的な運行、最短距離、時間をするということで、例えば平島のところから、南北よりも東西が長いということになりますので、2本ぐらいで笠松駅へ一直線と、こういうことをやることによって、理想となりますけれども、一家に二、三台の乗用車を持っていらっしゃる複数台所有の乗用車を1台減らすことによって目指す節約型未来志向の提案をしました。

そして、令和6年3月、公共交通の未来にかけて。パート2といいますか、12月の一般質問が時間切れとなり、続きを福祉目的であると答弁のあった停留所設置計画の経緯と優先順位について再確認をさせていただきました。

こうした、以上、今までの一般質問、6回の概要ということありますけれども、そこで本題に入りたいと思います。

町長がお示しされた廃止後の岐南町の将来像を具体化していただきたい。

この2つ目の質問は、巡回バス廃止に伴う具体案について、3点申し上げます。

1つ目、まず今申し上げた6回にわたり述べてきた私の提案型一般質問について伺います。

小島前町長の公約への強い思い、とにかくバス事業への固執もあり、改善の意思を感じられなかったことは言うまでもありませんが、就任された後藤新町長から巡回バスは必要なしという言葉は度々耳にしてきましたが、改善案や代替案、これは聞いたことがありませんでしたので。

しかし、時代錯誤と言われてきた元町長とは真逆の今を走る後藤町長でございます。こういった提案、私が出してきた提案について振り返り、述べたことについて、この分析と見解というのをぜひとも聞かせていただきたい。

過去には、この質問に対してのイエスかノーか、できる、できないということをおっしゃられました、答弁で。私はそういうことを申し上げているんではなく、これを合わせ技で結構なんです。ヒントとしてどういうふうにしていこうかという、こういったことを質問したわけでございますので、こういった分析、見解というものを聞きたい。

2つ目、後藤町長のすぐやる目玉政策4選の1つである巡回バス、早期廃止に伴い、発展型デマンドタクシーで交通弱者の移動手段もしっかり確保という公約がございました。

具体的にどのようなことか、そしていつ廃止にするおつもりなのか、ビジョンと補完方法をお聞かせください。

最後3つ目、すぐやる目玉政策として巡回バス早期廃止ならば、改善案が必要です。そのため、早急に具体的な改善案を提出する必要があります。

既に具体案を幾つかお持ちのことと存じます。巡回バス廃止の先にある構想、すなわち代替案である具体案を二、三ご提示願います。

我々議員団がその提案を早急に検討させていただきますので、その具体案をお示しください。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、2つの質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の1項目め、巡回バスの早期廃止を問うの1番目のご質問、巡回バスを廃止する根拠を教えてください及び2番目のご質問、巡回バス廃止に伴う具体案をお聞かせくださいについては関連がございますので、併せてお答えをいたします。

また、三宅議員の並々ならぬ思いはかねてより承知をいたしておりますが、現時点での私の考え方をお示しできる範囲で申し上げたいと思います。このご質問と答弁とは異なるところもあるかとは思いますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

本町では、住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、平成14年からコミュニティバスの運行を開始いたしました。

その後は、利用者の伸び悩みから平成21年に運行方式をデマンド型交通、岐南町コミュニティタクシーに変更すると見直しを行いながら取組を続け、住民の移動手段の確保を続けてまいりました。

令和4年6月には、住み続けられる町を目指して地域で育てる公共交通を基本方針として岐南町地域公共交通計画を策定し、高齢者や障害者をはじめとした交通弱者における買物や通院などのふだんの生活に係る移動手段を確保するために、令和4年9月から岐南町コミュニティバスが運行を開始いたしました。

岐南町コミュニティバスの利用者アンケートの結果については、令和5年度第2回公共交通会議、岐南町公共交通活性化協議会において示されており、ホームページでも公開されておりますが、主な利用目的として、通勤通学がおよそ50%を占めるごと、運行本数やダイヤの満足度が低いという結果を得ました。

この結果から、高齢者や障害者をはじめとした交通弱者のふだんの生活を支えるという本事業の目的と利用状況との間にミスマッチが生じている状況にあると捉えております。

高齢者等の移動手段の確保という目的に対し、その課題解決手段にコミュニティバスを活用した事業の展開は、この事業を真に必要とする方たちに届いていないという状況にある現状を鑑みますと、私の思いとしましては、当初目的にかなう代替手段の提示をすることを前提に、遅くとも契約期間が満了する令和8年度末をもって終了

し、その後の事業の継続は考えておりません。

なお、代替手段の提示など、早期解決に向けた要件が整えば事業の廃止の時期が早まることもあります。

三宅議員からも様々なご提案をいただきおりましたが、今後、高齢者等の移動手段の確保という目的を達成する代替手段の提示に向け、そのプロセスについて誰の目から見ても明らかな合理的根拠を示し、町民ニーズを正確に把握した上で真に必要な方の納得感を得られるような交通手段の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

まず、本年度は本町の公共交通に関して、昨年度までのアンケート調査をはじめとして、様々な手法で広く町民の意見聴取を実施してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

この巡回バス早期廃止の根拠、それに伴う具体策、具体案が見当たらないご答弁ということで残念であります。

巡回バスの目的と利用状況がミスマッチを生じている状況とおっしゃられたお言葉と同様に、質問と答弁もミスマッチを感じ、思う答弁ではないというところで再質問はいたしませんが、代替手段として積極的に取り組んでおられるということでございます。それを信じ、期待し、町長を柱に執行部、議員、町民で知恵を絞り、公共交通の模範となる誇れる町、岐南町をつくり上げていきたいと思います。

しかし、今までの一般質問の中で、またあるいは今の答弁の中でもそうなんですけれども、いつも出てくる、私、大嫌いなフレーズなんですけれども、岐南町公共交通会議により決まりましたというようなところが最終的なお答えということ。これは重要な会議であることは言うまでもありませんが、運輸事業者が中心の会議には、これ当然メリットがあります。しかし、それが目的達成の足かせになることもあるのではと危惧しております。なぜなら、公共交通会議の中心となる運輸事業者主催の会議では、制約が多過ぎる、本来の目的にブレーキがかかる要素があるからです。

思い切って、中学生、高校生、大学生、サラリーマン、高齢者を中心とした集会、あるいは公共交通会議に、このメンバーを加えての今までとは違う偏らない手法で改善、改革をお願い申し上げたいと思っておりますので、ということで次に移ります。

2つ目、子育て支援について。これはシンプルに参ります。

本来、私が重要と思っている子育て支援というものが、実は大事なことではあります、保護者支援ということとは違った視点で私は今思っております。

子育て支援、いわゆる「子育ち支援」という子供中心の量の拡充、質の向上、子供

自身が心身ともに豊かに健康に育つということ、直接支えるということ、こういったことを実は伺いたいと思っておりましたが、所信表明からこの公約ということで幾つかお見受けをして、そのことでまずは後藤町長の思いというもので結構でございますので、これはまた次回ということにさせていただきます。私の思いの部分は。

それで、選挙公約にある、このサブタイトルにある「女性の視点、現役子育て世代として今までにない価値観で行政運営を行い、解決策を実施する」についてもう少し詳しくというふうにいたしましたけれども、このキャッチフレーズというか、コピーですね、こういった宣伝文句というのが、私、ちょっと理解力が低いものですから、もっとちょっと丁寧に詳しくお聞かせいただければということでお願いしたいと。

そして、この子育て支援に対して具体的な施策と政策提言をお聞かせいただきたい。

5項目、1つ目、これに載っておりますそのものでございますが、安心して家庭と子育てを両立できる町に。2つ目、多様性、みんな違ってみんないいインクルーシブなまちづくり。3つ目、将来の子供たちに負担を残さない財政運営。4つ目、仕事と子育てが両立できる放課後の子供居場所づくり。5つ目、やりたいがかなう子供提案事業の実施ということで、少しそのキャッチコピー的なものということで分かりにくいところもありますので、私で分かるような説明をしていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の2項目め、子育て支援についてお答えをいたします。

4月の就任以来、現役の子育て世代として、仕事と家庭のバランスを意識しながら職務を担ってまいりました。

議員がご質問の子育て支援に関する5点につきまして、女性や子育て世代の当事者目線の意識を加えることにより、今までとは異なる価値観を生み、新たな発見や解決策を創造することにつながるものと考えております。

また、これらの考え方はまちづくりの方向性やビジョンにもつながるものもあります。

本町は交通の便がよいことなどから、生産年齢人口といわれる15歳から64歳の比率が高い町であり、給食費の無償化などの施策により子育て世代に選ばれる町となっていました。

私も子育て世代として生活をしておりますが、昨今の物価高騰は家計を圧迫しており、子育てにかける経済的負担も大きくなっている実感があります。子育て世代の経済的負担の軽減については、国において生活の安定に寄与するとともに、次代の社会

を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当が高校生年代まで拡充がされました。

本町においても、現在の中学生までを対象としている医療費無償化を高校生の年代まで拡大し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

また、令和5年版厚生労働白書によると、共働き世帯が、夫婦のいる世帯全体の約7割にも達する結果が出ており、仕事と子育てを両立する上では、子供の居場所を確保することが非常に重要な課題となっています。

子供の居場所の確保は、親の視点で考えれば仕事との両立の必要性を感じるものであります。子供中心に考えれば放課後や長期休業日の過ごし方として充実した時間を過ごす貴重な役割があると考えています。

本町は、子育て世代に選ばれる町として年少人口といわれるゼロ歳から14歳の比率が高く、人口推計によるゼロ歳から14歳人口の減少率も5年後の2030年の割合が2020年に対して92.5%と少ない減少幅で維持される予測がされております。これは、岐阜県の人口減少率の77.1%より15ポイント以上高い値であり、岐阜県内の市町村の中で最も減少幅を抑制している町となります。

しかしながら、年少人口の減少は緩やかに推移するものの、共働き世帯の増加が続くと子供の居場所が不足することは明らかでありますので、新たな居場所づくりが必要となってまいります。

限られた社会資源の中で各種関係機関の協力を得ながら対応策を考えていく必要がありますが、本町の子供たちのためにも幅広い協力体制を構築してまいりたいと考えております。

さらに、選ばれる町であることから他市町からの転入も多く、文化や環境が異なる住民も増加しております。多様な考え方が集まることで、今まで気づかなかった新たな価値や考え方に対する機会も増えていることだと思います。

こうしたことにより、様々な考えを知り、相互に影響を与えながら理解し、認め合っていくことは、年齢、性別、人権、障害、経済状況による差別や排除がなく、多様な人が生きやすい社会を形成し、成熟した社会をつくり上げができると考えております。

これらの岐南町が抱える様々な課題の解決や公約の実現には、一方だけの視点で実施するのではなく、多様な視点で現況を的確に把握し、事業の目的をシンプルかつ明確にし、子育て支援に関連する5点の考え方などのビジョンを持って進める必要があります。

また、新たに事業を実施する際には合理的根拠を積み重ね、住民の声を聞きながら

丁寧な説明を重ねていく必要があります。

さらに、既に実施している事業につきましても、必要性や将来性を見極めるための点検を行い、課題の先送りや積み残しにより将来の子供たちに負担を残すことがないよう行政運営を進めてまいります。

町政につきましては、適正な財政運営を進め、エビデンスやプロセスに基づき事業立案してまいりますが、未来の岐南町を担う子供たちに自分が住む町について考える機会を設けたいと考えております。

大人たちが考える子供目線ではなく、子供たちが自ら考える自分たちのためのものを事業化することでやりたい願いがかなう体験をすることは、将来の岐南町の礎になるものと考えております。以上でございます。



散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日 6月14日午前10時から会議を開きます。

午後 3時30分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司